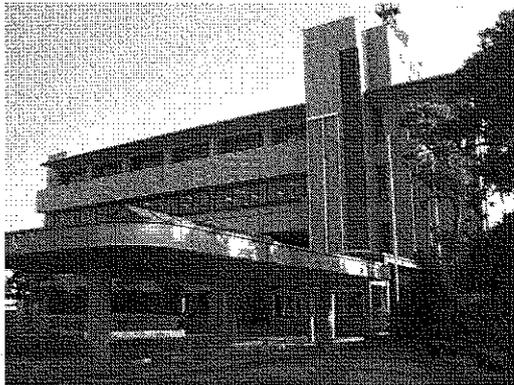


平成 26 年度 保健所年報

(平成 25 年度実績)



鈴鹿庁舎



保健所棟

三重県鈴鹿保健所

〒513-0809

鈴鹿市西条 5 丁目 117 番地 三重県鈴鹿庁舎内

TEL 059-382-8671 (代表) FAX 059-382-7958

<http://www.pref.mie.jp/ZHOKEN/HP/>

目次

I 管内概況

(1) 地勢及び管内略図	3
(2) 鈴鹿保健所の位置	4
(3) 健康診断・相談等日程(定期)	4
(4) 鈴鹿保健所組織及び所掌事務(平成26年度体制)	5
(5) 人口静態	6
(6) 人口動態	8

II 「みえ県民カビジョン」における事業実績

第1節 「守る」～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～

111 防災・減災対策の推進

11105 災害医療体制の整備	
1 災害拠点病院、災害医療支援病院	15

113 食の安全・安心の確保

11301 食品の安全・安心の確保	
1 食品衛生	16

114 感染症の予防と体制の整備

11401 感染症予防普及啓発の推進	
1 感染症発生動向調査事業	19
2 1類～3類感染症の発生及び行政検査の状況	19
11403 感染症対策のための相談・検査の推進	
1 エイズ及び特定感染症対策	20
2 結核対策	20

121 医師確保と医療体制の整備

12101 医療分野の人材確保	
1 保健師配置状況	25
2 看護学生等の実習指導	25
12102 救急・へき地等の医療の確保	
1 地域救急医療対策事業	25
2 救急告示病院	26
12103 医療の質の向上	
1 医務	26
2 医療監視状況	27

123 こころと身体の健康対策の推進

12301 健康づくり活動の推進	
1 健康づくり総合推進事業	28
2 健康食育推進事業	28
3 栄養施行事務事業	29
4 国民健康・栄養調査	31
12302 こころの健康づくりの推進	
1 自殺対策事業	31
12303 生活習慣病・難病対策の推進	
1 骨髄バンク事業	33
2 臓器移植啓発事業	33
3 難病対策事業	34

4	難病在宅ケア事業	36
134	薬物乱用防止等と医薬品の安全確保	
13401	薬物乱用防止対策の推進	
1	不正けし等の発見、除去	39
2	薬物乱用防止対策	39
3	麻薬等関係施設等	40
13402	医薬品等の安全な製造・供給の確保	
1	薬事	40
2	献血推進	41
13403	生活衛生営業の衛生水準の確保	
1	生活衛生	42
13404	人と動物との共生環境づくり	
1	狂犬病予防	42
2	動物愛護	43
3	動物取扱業の登録状況	43
141	介護基盤整備などの高齢者保健福祉の充実	
14101	介護保険事業の円滑な運営とサービスの質の向上	
1	介護保険制度	44
142	障がい者の自立と共生	
14201	障がい者福祉サービスの基盤整備の推進	
1	指定障害福祉サービス事業所等設置数	45
2	障害児通所支援事業所及び入所支援事業所等設置数	45
14204	精神障がい者の保健医療の確保	
1	精神障がい者保健福祉相談指導事業	46
2	精神障がい者地域生活支援事業	46
3	通院患者リハビリテーション事業	49
4	精神保健医療対策	49
143	支え合いの福祉社会づくり	
14304	ユニバーサルデザインのネットワークづくりの推進	
1	三重おもいやり駐車場利用証制度	50
14306	戦傷病者等の支援	
1	原子爆弾被爆者対策事業	50
第2節	「創る」～人と地域の夢や希望を実感できるために～	
232	子育て支援策の推進	
23202	母子保健対策の推進	
1	健やか親子支援事業	52
2	医療給付の状況	53
3	母体保護事業	54
Ⅲ	職員力・組織力の向上に向けて	
1	鈴鹿保健福祉事務所組織力向上委員会の開催	55
	(参考)「みえ県民カビジョン」の政策体系一覧(16の政策と56の施策)	56
	沿革	58
	付録(関係法令の制定・改正の流れ)	60

I 管内概況

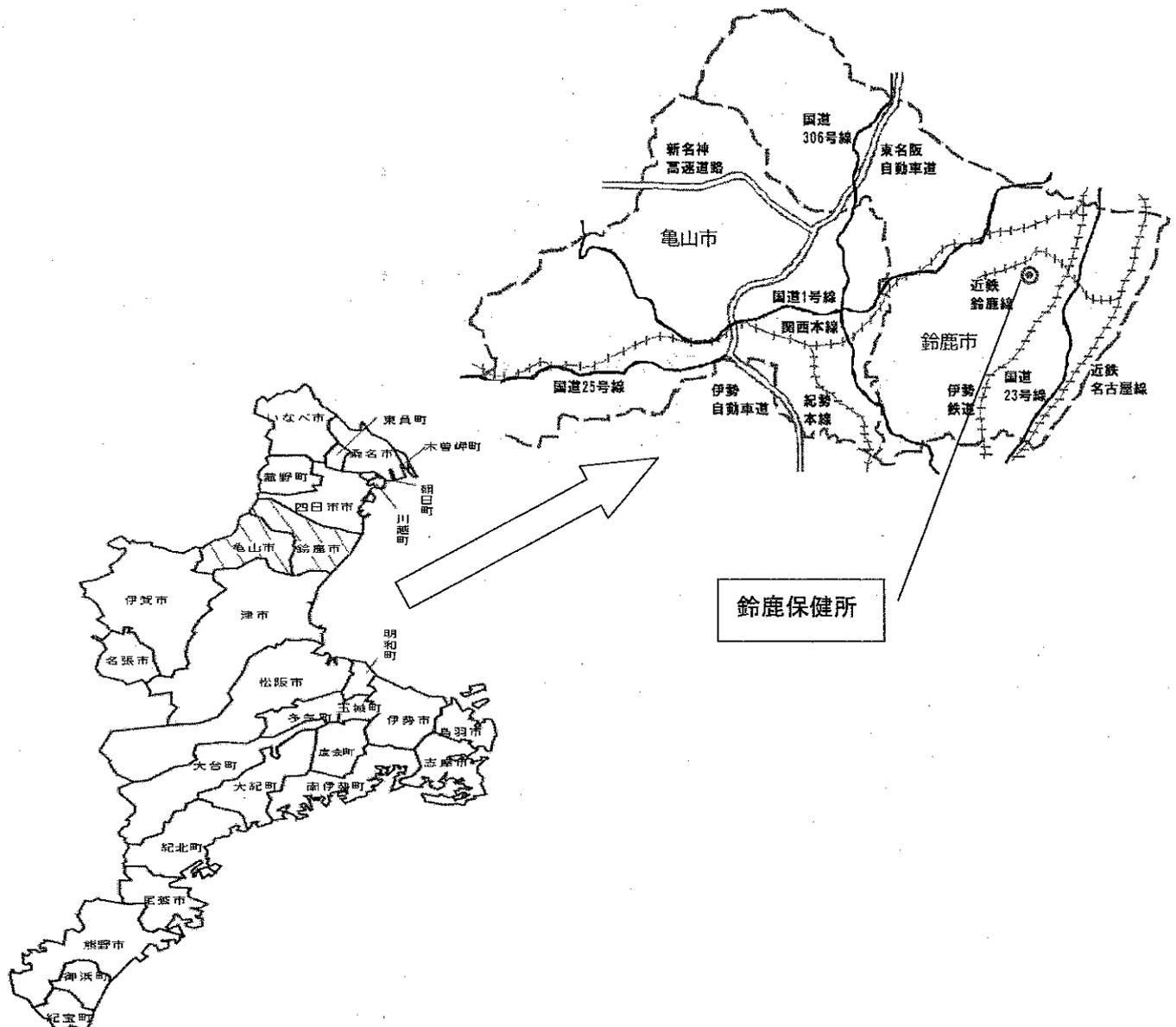
(1) 地勢及び管内略図

当管内は、鈴鹿市・亀山市の2市で構成され、三重県の北中部（名古屋から約50km、大阪から約100km）に位置し、総面積は385.58km²で、県土の約7%にあたります。西側を鈴鹿山脈、東側を伊勢湾に囲まれ、地域の中央部を流れる鈴鹿川とその支流によって自然が織りなす美しい景観と環境に恵まれています。

東海道や伊勢街道の宿場町が置かれた街道筋は国道1号線や23号線となり幹線道路を形成するとともに、東名阪自動車道や新名神高速道路などの高規格道路が整備されています。また、海岸線沿いを近鉄名古屋線が縦断し、管内中央部を関西本線が横断するなど鉄道網も充実しており、交通至便の地域となっています。

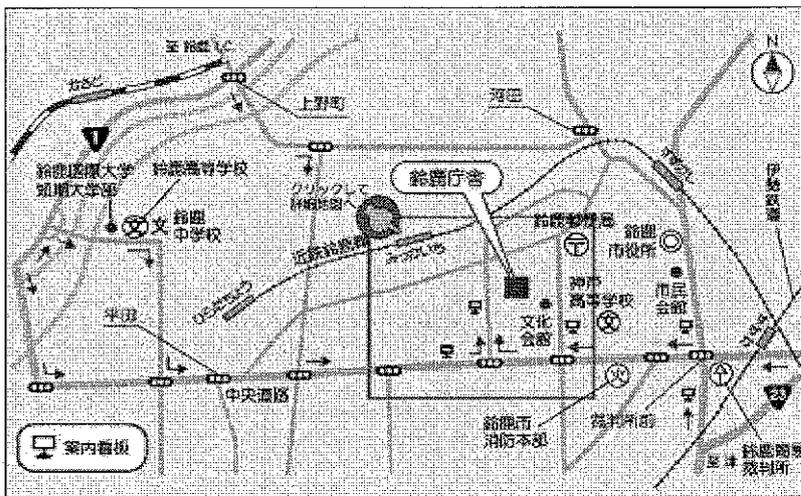
こうした環境のもと、丘陵地では茶・花木等の畑作が行われるとともに、諸河川の流域には水田地帯が広がり、海岸ではのりが養殖され、アナゴやコウナゴが水揚げされるなど一次産業が盛んです。一方では、自動車、電機、非鉄金属、液晶等の内陸型の大規模製造工場とその関連産業の集積が進んでおり、県内トップクラスの製品出荷額を誇っています。

県内でもっとも活気に満ちた、バランスの良い産業構造をもつ地域、それが鈴鹿保健所の管内です。

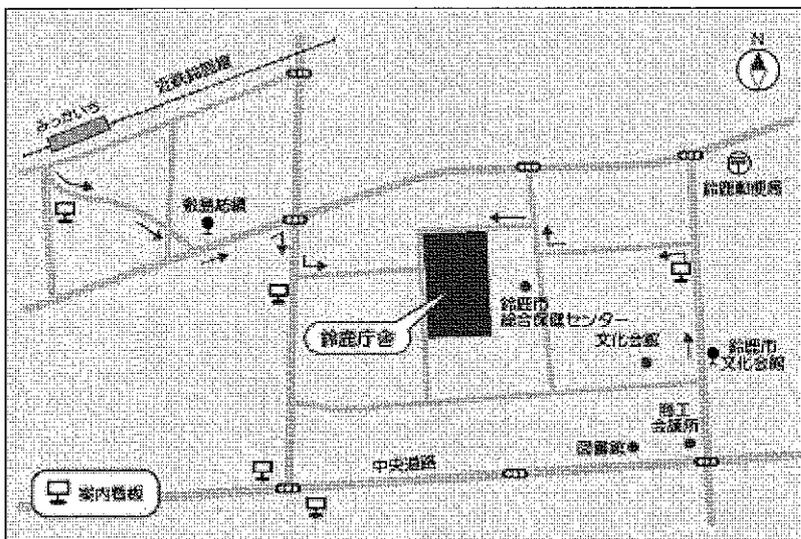


(2) 鈴鹿保健所の位置

ア 位置図



イ 詳細位置図



ウ 交通

- 近鉄：鈴鹿線「三日市駅」から 徒歩約15分
- 自動車：◇伊勢自動車道「鈴鹿IC」から 約30分
- ◇国道23号線「柳ランプ」から 約5分

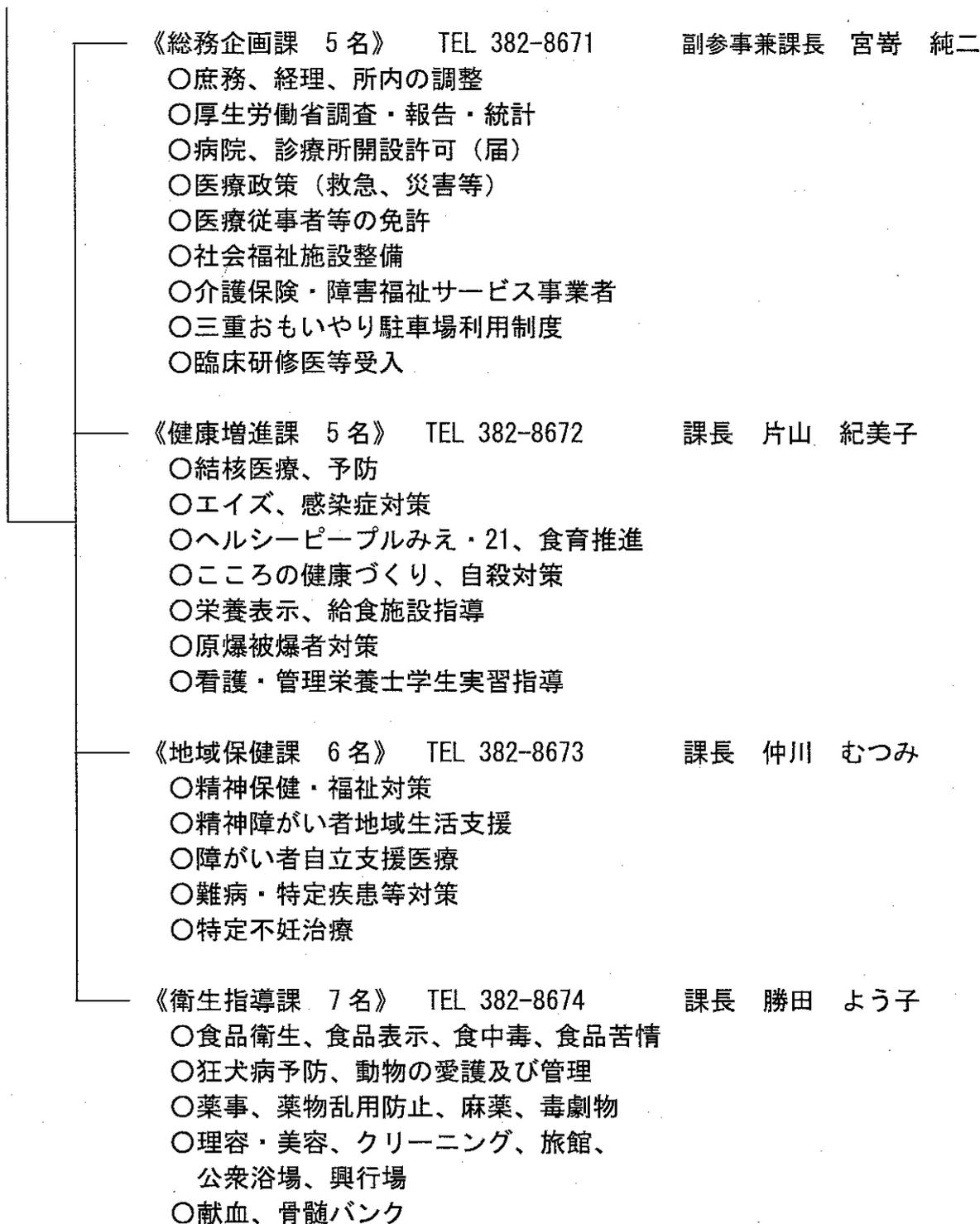
(3) 健康診断・相談等日程（定期）

実施日	項目	受付時間
毎週火曜	特定感染症（エイズ含む）相談・検査	13:00～15:00
第2・4水曜	感染症健康診断（結核）	14:30～15:30
第2水曜（予約制）	骨髄バンク登録受付	10:00～14:00
奇数月原則第1木曜 （予約制）	こころの健康相談	13:30～15:30

(4) 鈴鹿保健所組織及び所掌事務 (平成 26 年度体制)

所長 坂井 温子 TEL 059-382-8671

副所長兼保健衛生室室長 三木 恵弘 TEL 059-382-8671



職種別職員数 一般事務 6名、医師 1名、獣医師 3名、薬剤師 5名、保健師 6名、診療放射線技師 1名、臨床検査技師 1名、管理栄養士 2名 計 25名

(5) 人口静態

ア 面積・世帯数・人口

	平成 22 年国勢調査		平成 25 年 10 月 1 日現在総人口				世帯数の 伸び率 (%)	人口の 伸び率 (%)
	世帯数	総人口	面積 (k m ²)	世帯数	総人口	人口密度 (人/k m ²)		
計	95,081	250,316	385.58	95,903	248,187	643.7	100.9	99.1
鈴鹿市	75,868	199,293	194.67	76,671	197,650	1,015.3	101.1	99.2
亀山市	19,213	51,023	190.91	19,232	50,537	264.7	100.1	99.0

資料：三重県戦略企画部統計課

イ 人口の推移

	平成 2 年 (1990 年)	平成 7 年 (1995 年)	平成 12 年 (2000 年)	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 25 年 (2013 年)
計	219,150	225,928	232,757	242,367	250,316	248,187
鈴鹿市	174,105	179,800	186,151	193,114	199,293	197,650
亀山市	45,045	46,128	46,606	49,253	51,023	50,537

資料：三重県戦略企画部統計課（10月1日現在）

* 亀山市の平成 12 年までの人口は、(旧)亀山市と鈴鹿郡関町の人口を合算しています。

ウ 人口構成

当管内の人口は、平成 25 年 10 月 1 日現在 248,187 人であり、県の総人口（1,829,063 人）に占める割合は約 13.6%です。

管内の 65 歳以上の老年人口は、平成 25 年 10 月 1 日現在 54,518 人で、管内人口に占める比率は、22.0%となり、三重県の老年人口の比率の 26.1%を下回っています。

	総人口	年齢区分別人口			
		年少人口 (0~14 歳)	生産年齢人口 (15~64 歳)	老年人口 (65 歳以上)	年齢不詳
管内	248,187	36,716	154,095	54,518	2,858
鈴鹿市	197,650	29,256	123,137	42,754	2,503
亀山市	50,537	7,460	30,958	11,764	355
三重県	1,829,063	244,169	1,095,570	477,152	12,172

	20 歳未満人口				
	0~4 歳	5~9 歳	10~14 歳	15~19 歳	計
管内	11,635	12,001	13,080	12,737	49,453
鈴鹿市	9,124	9,482	10,650	10,471	39,727
亀山市	2,511	2,519	2,430	2,266	9,726
三重県	76,523	79,967	87,679	91,424	335,593

資料：三重県戦略企画部統計課（平成 25 年 10 月 1 日現在）

* 年齢不詳を含む総数を分母として算出しているため、その計は 100%にならない

	年齢区分別割合		
	年少人口 (0~14 歳)	生産年齢人口 (15~64 歳)	老年人口 (65 歳以上)
管内	14.8	62.1	22.0
鈴鹿市	14.8	62.3	21.6
亀山市	14.8	61.3	23.3
三重県	13.3	59.9	26.1

資料：三重県戦略企画部統計課（平成 25 年 10 月 1 日現在）

	年齢構成指数			
	年少人口指数	老年人口指数	従属人口指数	老年化指数
管内	23.8	35.4	59.2	148.5
鈴鹿市	23.8	34.7	58.5	146.1
亀山市	24.1	38.0	62.1	157.7
三重県	22.3	43.6	65.8	195.4

年少人口指数 = 年少人口 / 生産年齢人口 × 100

老年人口指数 = 老年人口 / 生産年齢人口 × 100

従属人口指数 = 年少人口 + 老年人口 / 生産年齢人口 × 100

老年化指数 = 老年人口 / 年少人口 × 100

(6) 人口動態

ア 人口動態総覧

平成 24 年の管内における人口動態（確定数）の概況は表 1 のとおりです。

(ア) 出生

管内の出生数は 2,138 人で前年より 141 人減少し、出生率は 8.6 でした。なお、外国籍出生数は、含まれていません。

(イ) 死亡

管内の死亡数は 2,078 人で前年より 9 人増加し、死亡率は 8.4 でした。なお、外国籍出生数は、含まれていません。

(ウ) 乳児死亡

乳児の生存は母体の健康状態や養育条件等の影響を強く受けることから、地域の衛生状態、生活水準を反映する指標です。管内の乳児死亡数は 6 人で、前年より 2 人増加し、そのうち、新生児死亡数が 5 人であり、前年と比べ 4 名増加しています。

(エ) 死産

管内の死産数は 50 人で、前年より 1 人増加しました。

自然死産数は 23 人で自然死産率は 10.5 であり、人工死産数は 27 人で人工死産率は 12.3 です。

(オ) 周産期死亡

母体の健康状態に強く影響される指標です。周産期死亡数は 11 人で前年と比べて 3 人減少し、周産期死亡率は 5.1 です。

(カ) 婚姻と離婚

婚姻件数は 1,323 組で前年と比べて 5 組減少しました。婚姻率は 5.3 で、三重県の値と比較すると、0.4 ポイント高くなっています。

離婚件数は 508 件で前年と比べて 30 件増加しました。離婚率は 2.0 で三重県の値と比較すると、0.2 ポイント高くなっています。

以上の統計から、出生数から死亡数を差し引いた管内の自然増加数は 60 人、自然増加率は 0.2 と、三重県全体では人口が△4,481 人、増加率△2.4 と、減少する中で、管内は人口増加地域となっています。

イ 死亡の動向

主な死因別の死亡状況を表 2（1～3）に、悪性新生物部位別死亡状況を表 3（1～2）に示しました。分母に用いた人口は、三重県データバンクシステム算出による平成 24 年 10 月 1 日現在推計人口（外国籍人口含む）によります。

平成 24 年の鈴鹿亀山地域の死因順位は、第 1 位が悪性新生物 547 人（全死因の 26.3%）、第 2 位が心疾患 244 人（同 11.7%）、前年と入れ替って第 3 位が肺炎 237 人（同 11.4%）、第 4 位が脳血管疾患 218 人（同 10.5%）となり、これら主要 4 死因が全死因に占める割合は、6 割に達しています。

表1 人口動態統計概況(実数、率) 市別 (平成24年確定数)

全国 三重県 管内 市	人口 (10月1日 現在)	出生			低体重児 (再掲)			死亡			乳児死亡 (再掲)			自然 増加数	死産			周産期死亡			合計 特殊 出生 率		
		総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女		総数	自然	人工	総数	妊娠 週22 週以後 の死産	早期 新生児 死亡		婚姻	離婚
全国	125,957,000	1,097,231	531,781	505,450	-	-	1,256,359	655,526	800,833	2,299	1,222	1,077	1,065	△ 219,128	24,800	11,448	13,352	4,133	3,343	790	668,869	235,406	
三重県	1,838,611	14,729	7,492	7,237	577	730	19,210	9,934	9,276	48	21	27	15	△ 4,481	319	152	167	62	50	12	9,006	3,237	
管内	248,728	2,138	1,064	1,074	201	82	2,078	1,075	1,003	6	2	4	5	60	50	23	27	11	7	4	1,323	508	
鈴鹿市	198,553	1,682	815	867	149	55	1,578	833	745	4	1	3	3	104	40	19	21	7	5	2	1,068	413	
亀山市	50,173	456	249	207	52	27	500	242	258	2	1	1	2	△ 44	10	4	6	4	2	2	255	95	
全国		8.2	8.7	7.8	-	-	10.0	10.7	9.3	2.2	2.3	2.1	1.0	△ 1.7	23.4	10.8	12.6	4.0	3.2	0.8	5.3	1.9	1.41
三重県		8.0	8.4	7.7	88.7	77.0	10.4	11.1	9.8	3.3	2.8	3.7	1.0	△ 2.4	21.2	10.1	11.1	4.2	3.4	0.8	4.9	1.8	1.47
管内		8.6	8.5	8.7	94.0	77.1	8.4	8.6	8.1	2.8	1.9	3.7	2.3	0.2	22.9	10.5	12.3	5.1	3.3	1.9	5.3	2.0	1.50
鈴鹿市		8.5	8.2	8.7	88.6	67.5	7.9	8.4	7.5	2.4	1.2	3.5	1.8	0.5	23.2	11.0	12.2	4.1	3.0	1.2	5.4	2.1	1.48
亀山市		9.1	9.8	8.4	114.0	108.4	10.0	9.5	10.4	4.4	4.0	4.8	4.4	△ 0.9	21.5	8.6	12.9	8.7	4.4	4.4	5.1	1.9	1.56
率の算出方法	人口千対	人口千対	人口千対	人口千対	人口千対	人口千対	人口千対	人口千対	人口千対	人口千対	人口千対	人口千対	人口千対	人口千対	人口千対	人口千対	人口千対	人口千対	人口千対	人口千対	人口千対	人口千対	人口千対

※1 △は減を示す。低体重児は出生体重2,500g未満のもの。乳児死亡は生後1年未満の死亡。
 ※2 新生児死亡は生後4週未満の死亡。早期新生児死亡は生後1週未満の死亡。
 ※3 死産は妊娠12週以後の死産の出生数。自然増加は出生数-死亡数。
 ※4 全国以外の分母に用いた人口は、三重県データバンクシステムにより計算しているため、厚生労働省の公表値と若干異なっています。

死亡

表2-1 主要死因別死亡数・死亡率・死亡率 (人口10万対)、年齢調整死亡率 (人口10万対)

(平成24年確定数)

	総数		悪性新生物		心疾患 (高血圧性を除く)		肺炎		脳血管疾患					
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女		
死亡数	19,210	9,934	9,276	5,123	3,095	2,028	2,764	1,307	1,457	1,824	1,004	820	929	992
率	[1044.8]	[540.3]	[504.5]	[278.6]	[168.3]	[110.3]	[150.3]	[71.1]	[79.2]	[99.2]	[54.6]	[44.6]	[50.5]	[54.0]
年齢調整死亡率	393.28	540.02	277.14	117.20	163.34	82.01	48.51	64.93	34.90	26.84	42.22	16.84	46.68	24.88
死亡数	2,078	1,075	1,003	547	325	222	244	101	143	237	129	108	106	112
率	[835.5]	[432.2]	[403.3]	[219.9]	[130.7]	[89.3]	[98.1]	[40.6]	[57.5]	[95.3]	[51.9]	[43.4]	[42.6]	[45.0]
年齢調整死亡率	383.05	577.33	278.81	108.96	145.85	81.00	35.87	43.11	28.64	32.75	49.51	21.63	46.04	27.71
死亡数	1,578	833	745	420	262	164	163	73	90	199	105	94	81	85
率	[794.8]	[419.5]	[375.2]	[214.6]	[132.0]	[82.6]	[82.1]	[36.8]	[45.3]	[100.2]	[52.9]	[47.3]	[40.8]	[42.8]
年齢調整死亡率	380.78	494.15	287.89	108.55	151.05	75.51	33.46	41.49	26.23	35.87	52.39	24.84	45.06	27.95
死亡数	500	242	258	121	63	58	81	28	53	38	24	14	25	27
率	[896.6]	[482.3]	[514.2]	[241.2]	[125.6]	[115.6]	[161.4]	[55.8]	[105.6]	[75.7]	[47.8]	[27.9]	[49.8]	[53.8]
年齢調整死亡率	394.67	577.33	247.90	112.52	127.93	104.45	42.63	48.45	34.44	23.42	40.75	11.96	50.79	25.98

死因別死亡数

死因別死亡率 =

× 100,000

人口

年齢調整死亡率 = $\frac{\text{【観察集団の各年齢階級の死亡率} \times \text{基準人口集団のその年齢階級の人口】の各年齢階級の総和}}{\text{基準となる人口集団の総和 (昭和60年モデル人口)}}$

× 100,000

表2-2

(平成24年確定数)

	老衰			その他の呼吸器系の疾患			不慮の事故			自殺			その他の消化器系の疾患		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
三重県	1404	351	1053	886	507	379	752	418	334	370	252	118	314	143	171
死亡率	[75.7]	[18.9]	[56.8]	[47.8]	[27.3]	[20.4]	[40.5]	[22.5]	[18.0]	[19.9]	[13.6]	[6.4]	[16.9]	[7.7]	[9.2]
年齢調整死亡率	15.36	12.86	16.18	14.25	22.45	8.47	19.27	26.90	12.69	18.58	26.29	10.94	5.70	7.29	4.41
管内	115	26	89	93	52	41	85	50	35	51	39	12	44	23	21
死亡率	[45.9]	[10.4]	[35.6]	[37.2]	[20.8]	[16.4]	[34.0]	[20.0]	[13.98]	[20.4]	[15.6]	[4.8]	[17.6]	[9.2]	[8.4]
年齢調整死亡率	12.34	9.25	13.39	14.51	21.24	9.37	19.22	28.47	10.95	20.49	30.89	10.07	7.25	9.36	6.00
鈴鹿市	87	20	67	59	34	25	67	37	30	46	36	10	33	15	18
死亡率	[43.7]	[10.0]	[33.6]	[29.6]	[17.1]	[12.5]	[33.6]	[18.6]	[15.05]	[23.1]	[18.1]	[5.0]	[16.6]	[7.5]	[9.0]
年齢調整死亡率	12.61	9.37	13.91	12.61	18.38	8.02	19.66	27.59	12.01	23.58	36.60	10.53	6.78	7.95	6.04
龜山市	28	6	22	34	18	16	18	13	5	5	3	2	11	8	3
死亡率	[54.9]	[11.8]	[43.1]	[66.6]	[35.3]	[31.4]	[35.3]	[25.5]	[9.8]	[9.8]	[5.9]	[3.9]	[21.6]	[15.68]	[5.9]
年齢調整死亡率	11.43	8.96	11.76	20.63	30.46	14.17	17.15	30.13	7.31	8.27	9.29	7.50	9.38	14.51	6.58

表2-3

(平成24年確定数)

	その他の症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの		腎不全		慢性閉塞性肺疾患		糖尿病		肝疾患		大動脈瘤及び解離				
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女			
三重県	死亡数	259	149	110	398	202	196	247	122	125	188	76	274	163	111
	率	[14.1]	[8.1]	[6.0]	[21.6]	[11.0]	[10.66]	[13.4]	[6.6]	[6.8]	[10.2]	[4.1]	[14.9]	[8.9]	[6.0]
	年齢調整死亡率	6.30	9.08	3.86	6.27	9.05	4.26	5.05	6.60	3.63	5.13	2.89	5.39	7.89	3.64
管内	死亡数	37	26	11	33	9	24	28	16	12	25	11	24	16	8
	率	[14.9]	[10.5]	[4.42]	[13.3]	[3.6]	[9.6]	[11.3]	[6.4]	[4.8]	[10.1]	[4.4]	[9.6]	[6.4]	[3.2]
	年齢調整死亡率	9.22	14.14	4.99	4.59	3.76	5.04	5.92	8.09	3.79	5.04	5.65	4.85	7.20	3.11
鈴鹿市	死亡数	31	20	11	23	6	17	17	10	7	20	9	15	11	4
	率	[15.6]	[10.1]	[5.54]	[11.6]	[3.0]	[8.6]	[8.6]	[5.0]	[3.5]	[10.1]	[4.5]	[7.6]	[5.5]	[2.0]
	年齢調整死亡率	9.71	13.78	6.30	4.23	2.90	5.37	4.73	6.75	2.83	5.03	5.64	4.25	6.65	2.29
亀山市	死亡数	6	6	0	10	3	7	11	6	6	5	2	9	5	4
	率	[12.0]	[12.0]	[0.0]	[19.9]	[6.0]	[14.0]	[21.9]	[12.0]	[10.0]	[10.0]	[4.0]	[17.9]	[10.0]	[8.0]
	年齢調整死亡率	7.36	15.60	-	6.06	7.35	3.74	10.53	13.35	7.15	5.35	5.74	6.72	8.68	6.26

表3-1 主要部位別 悪性新生物死亡数・死亡率（人口10万対）、年齢調整死亡率（人口10万対）

（平成24年確定数）

	悪性新生物 総数		内訳						内訳										
	計	男	女	食道			胃			結腸			直腸S状結腸移行部及び直腸			肝及び肝内胆管			
				計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
三重県	死亡数	5,123	3,095	2,028	142	116	26	788	493	275	444	244	200	215	136	79	390	240	150
	率	[278.6]	[168.3]	[110.3]	[7.7]	[6.3]	[1.4]	[41.8]	[28.8]	[15.0]	[24.1]	[13.3]	[10.9]	[11.7]	[7.4]	[4.3]	[21.2]	[13.1]	[8.2]
	年齢調整 死亡率	117.20	163.34	82.01	3.63	6.58	1.14	17.37	26.16	10.39	9.27	12.28	7.01	5.63	8.09	3.61	8.31	12.48	4.90
管内	死亡数	547	325	222	15	11	4	79	46	33	61	35	26	17	10	7	35	25	10
	率	[219.9]	[130.7]	[89.3]	[6.03]	[4.42]	[1.608]	[31.8]	[18.5]	[13.3]	[24.5]	[14.1]	[10.5]	[6.8]	[4.0]	[2.81]	[14.1]	[10.1]	[4.0]
	年齢調整 死亡率	108.96	145.85	81.00	3.60	5.63	1.82	15.72	20.34	12.28	10.41	14.74	7.18	4.22	4.95	3.67	6.89	11.48	2.92
鈴鹿市	死亡数	426	262	164	13	10	3	61	39	22	50	28	22	15	9	6	21	16	5
	率	[214.6]	[132.0]	[82.6]	[6.55]	[5.04]	[1.51]	[30.7]	[19.6]	[11.1]	[25.2]	[14.1]	[11.1]	[7.6]	[4.5]	[3.0]	[10.6]	[8.1]	[2.5]
	年齢調整 死亡率	108.55	151.05	75.51	3.88	6.68	1.26	15.80	22.10	11.06	10.79	14.84	7.83	4.69	5.64	3.95	5.75	9.74	2.37
亀山市	死亡数	121	63	58	2	1	1	18	7	11	11	7	4	2	1	1	14	9	5
	率	[241.2]	[125.6]	[115.6]	[3.99]	[1.99]	[1.99]	[35.9]	[14.0]	[21.9]	[21.9]	[14.0]	[8.0]	[4.0]	[2.0]	[2.0]	[27.9]	[17.9]	[10.0]
	年齢調整 死亡率	112.52	127.93	104.45	2.81	1.56	4.85	15.07	14.00	16.00	9.44	15.00	4.84	2.51	2.42	2.60	10.60	17.62	4.25

表3-2

(平成24年確定数)

	内訳																							
	胆のう及びその他の胆道				膵				気管、気管支及び肺				乳房				子宮				白血病			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女			
三重県	死亡数	244	118	126	423	219	204	1077	822	255	156	156	-	85	85	105	64	41						
	率	[13.3]	[6.4]	[6.9]	[23.0]	[11.9]	[11.1]	[58.6]	[44.7]	[13.9]	[8.5]	[8.5]	-	[4.6]	[4.6]	[5.7]	[3.5]	[2.2]						
	年齢調整 死亡率	4.55	5.94	3.33	10.06	12.19	8.25	23.95	42.59	9.40	4.79	4.79	-	-	-	4.59	3.61	1.73						
管内	死亡数	26	11	15	42	24	18	123	95	28	18	0	16	0	16	8	6	2						
	率	[10.5]	[4.4]	[6.03]	[16.9]	[9.6]	[7.2]	[49.5]	[38.2]	[11.3]	[7.2]	[7.2]	-	[6.43]	[6.4]	[3.2]	[2.4]	[0.8]						
	年齢調整 死亡率	4.38	5.11	3.46	8.56	10.70	6.97	23.84	42.53	8.79	4.16	4.16	-	-	-	7.76	1.38	0.40						
鈴鹿市	死亡数	18	8	10	35	22	13	95	73	22	14	-	12	-	12	7	5	2						
	率	[9.1]	[4.0]	[5.0]	[17.6]	[11.1]	[6.5]	[47.8]	[36.8]	[11.1]	[7.1]	[7.1]	-	[6.0]	[6.0]	[3.5]	[2.5]	[1.0]						
	年齢調整 死亡率	4.11	4.90	3.17	8.79	12.44	5.93	23.35	41.42	9.16	3.96	3.96	-	-	-	6.55	1.65	0.54						
亀山市	死亡数	8	3	5	7	2	5	28	22	6	4	-	4	-	4	1	1	0						
	率	[15.9]	[6.0]	[10.0]	[14.0]	[4.0]	[10.0]	[55.8]	[43.8]	[12.0]	[8.0]	[8.0]	-	[8.0]	[8.0]	[2.0]	[2.0]	[0.0]						
	年齢調整 死亡率	5.21	5.55	4.74	8.14	4.86	10.98	26.66	48.36	7.30	5.24	5.24	-	-	12.81	0.38	1.32	-						

Ⅱ 「みえ県民カビジョン」における事業実績

鈴鹿保健所の各課における事業実績を「みえ県民カビジョン」(※)の施策、基本事業順に記載しています。

なお、鈴鹿保健所の事業に直接関係しない部分は省略しています。

(※)「みえ県民カビジョン」の政策体系一覧は56～57頁に掲載。

第1節 「守る」～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～

111 防災・減災対策の推進

11105 災害医療体制の整備(担当課:総務企画課)

主な取組内容

1. 災害拠点病院、災害医療支援病院との連携をはかります。
2. 災害時における医療体制の充実と強化をはかります。

1 災害拠点病院、災害医療支援病院

災害拠点病院とは、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からの重症傷病者の受入機能及び搬出を行う広域搬送への対応機能、自己完結型の医療救護チームの派遣機能、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能を有する病院をいいます。

災害医療支援病院とは、大規模災害の発生時に災害拠点病院を支援し、補完する機能を担う病院をいいます。

(1) 災害拠点病院

名称	住所
三重県厚生農業協同組合連合会 鈴鹿中央総合病院	三重県鈴鹿市安塚町山之花 1275 番地の 53

(2) 災害医療支援病院

名称	住所
鈴鹿回生病院	三重県鈴鹿市国府町字保子里 112 番地の 1
亀山市立医療センター	三重県亀山市亀田町 466-1

(1) 平成 25 年度鈴鹿亀山地域災害医療対策部会の開催

鈴鹿亀山地域において、災害時の医療が円滑に提供できるよう、関係者が取組を検討する場として開催します。

構成員：鈴鹿市医師会、亀山医師会、三重県歯科医師会鈴鹿亀山支部、鈴鹿亀山薬剤師会、鈴鹿中央総合病院、鈴鹿回生病院、亀山市立医療センター、鈴鹿市、亀山市、鈴鹿市消防本部、亀山市消防本部、鈴鹿警察署、亀山警察署、鈴鹿地域防災総合事務所、鈴鹿保健所

開催日・場所	内容
第1回 平成25年10月3日(木) 鈴鹿庁舎46会議室	(1) 報告事項 ・三重県災害医療コーディネーターについて ・災害医療体制に関する最近の動向について (医師会の取り組み、防災訓練など) (2) 協議事項 ・今年度の鈴鹿亀山地域災害医療対策部会体制について
第2回 平成26年1月9日(木) 鈴鹿庁舎46会議室	(1) 報告事項 ・災害医療支援病院の指定について (2) 協議事項 ・大規模災害時における情報収集について

113 食の安全・安心の確保

11301 食品の安全・安心の確保 (担当課：衛生指導課)

主な取組内容

1. 食品の製造、流通および販売にいたる各段階で、食中毒の発生頻度や広域流通性等の視点で危害発生リスクが高いと考えられる施設の重点監視、指導、検査を実施します。

1 食品衛生

食品による危害の発生を防止するため、食品衛生法に基づく許可営業施設等に対する監視指導の実施と流通食品等の収去検査を行います。

また、食品取扱者及び消費者に対して衛生講習を行うなど、食品衛生思想の普及啓発を行い、食品衛生指導員による自主活動を推進し、食中毒の予防に努めます。

(1) 食品関係営業施設数

ア 食品衛生法第52条による許可施設【自動車、臨時、露店は除く】

(平成26年3月31日現在)

業 種	計	鈴鹿市	亀山市
飲食店営業	2,136	1,730	406
菓子製造業	271	206	65
乳処理業	1	1	0
乳製品製造業	0	0	0
魚介類販売業	239	187	52
魚介類せり売営業	3	2	1
魚肉ねり製品製造業	2	2	0
食品の冷凍又は冷蔵業	9	8	1
缶詰又は瓶詰食品製造業	1	0	1
喫茶店営業(内数：自動販売機)	792(771)	595(576)	197(195)
あん類製造業	1	0	1
アイスクリーム類製造業	63	46	17
乳類販売業	384	302	82
食肉処理業	10	7	3
食肉販売業	244	188	56
食肉製品製造業	3	3	0

みそ製造業	4	4	0
しょうゆ製造業	2	2	0
ソース類製造業	2	2	0
酒類製造業	2	1	1
豆腐製造業	8	7	1
めん類製造業	5	4	1
そうざい製造業	25	17	8
添加物製造業	2	2	0
清涼飲料水製造業	5	2	3
氷雪製造業	1	1	0
氷雪販売業	2	2	0
	4, 217	3, 321	896

イ 三重県食品衛生規則第5条による届出施設

(平成26年3月31日現在)

業種		計	鈴鹿市	亀山市
許可を要しない食品の製造業		223	162	61
許可を要しない添加物の製造業		2	2	0
給食施設	学校	39	25	14
	病院・診療所	20	16	4
	事業所	4	3	1
	その他	121	91	30
計		409	299	110

ウ 監視指導状況

ランク (監視目安)	対象施設数	監視件数
A (年2回監視)	136	355
B (年1回監視)	251	283
C (5年に1回監視)	4, 511	1, 148

エ 食品等の収去及び拭き取り検査結果

検査結果 収去検体		試験した収去検体数	不適検体数	不適理由 (延数)						
				細菌数等	異物	添加物使用基準	法定外添加物	残留農薬基準	抗菌性物質	その他*
魚介類		23	0	0	0	0	0	0	0	0
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	生食用冷凍鮮魚介類	0	0	0	0	0	0	0	0	0
魚介類加工品 (缶詰・びん詰を除く。)		3	0	0	0	0	0	0	0	0

肉卵類及びその加工品（缶詰・びん詰を除く。）	20	0	0	0	0	0	0	0	0
生乳	0	0	0	0	0	0	0	0	0
牛乳	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乳製品	1	0	0	0	0	0	0	0	0
乳類加工品（アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む。）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アイスクリーム類・氷菓	0	0	0	0	0	0	0	0	0
穀類及びその加工品（缶詰・びん詰を除く。）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野菜類・果物及びその加工品（缶詰・びん詰を除く。）	30	0	0	0	0	0	0	0	0
菓子類	14	0	0	0	0	0	0	0	0
清涼飲料水	0	0	0	0	0	0	0	0	0
酒精飲料	0	0	0	0	0	0	0	0	0
氷雪	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水	0	0	0	0	0	0	0	0	0
缶詰・びん詰食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の食品	77	0	0	0	0	0	0	0	0
添加物	化学的合成品及びその製剤	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の添加物	0	0	0	0	0	0	0	0
器具及び容器包装	0	0	0	0	0	0	0	0	0
おもちゃ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
拭き取り	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	169	0	0	0	0	0	0	0	0

* その他は三重県衛生管理指標に不適合であったものです。

（２）食中毒予防

食中毒事件が発生した場合、危害の拡大防止、再発防止のために原因究明の調査・指導を行います。

ア 食品衛生月間における啓発活動

厚生労働省は、8月を食品衛生月間と定め、全国的に食品衛生思想の普及・啓発をより一層強力に推進しており、その一環として啓発活動を行います。

実施日	実施場所	実施内容
平成25年7月23日（火）	鈴鹿ハンター	啓発資材配布、手洗い実験、臨時食品衛生相談コーナー開設
平成25年7月30日（火）	亀山エコー	啓発資材配布、手洗い実験、臨時食品衛生相談コーナー開設

イ 食中毒事故発生件数（1件）

発生時期	原因食品	原因物質	喫食者数	患者数
平成25年6月15日	不明	腸管出血性大腸菌 0157	37名	8名

ウ 調理師及び製菓衛生師免許取得状況

	試験申込者数	受験者数	合格者数	合格率（％）	免許申請者数
調理師	60	58	44	75.9	44
製菓衛生師	33	23	17	73.9	14

114 感染症の予防と体制の整備

11401 感染症予防普及啓発の推進（担当課：健康増進課）

主な取組内容

1. 感染症のまん延を防止するため、三重県感染症情報センターにて感染症情報を収集・分析し、ホームページ、インターネット等により情報提供します。

1 感染症発生動向調査事業

感染症に関する情報を収集し、NESID（感染症サーベイランスシステム）で感染症情報センターに報告します。感染症の発生状況を把握することで、まん延を防止します。

情報収集箇所は、インフルエンザ定点医療機関10カ所、小児科定点医療機関6カ所、眼科定点医療機関1カ所、STD定点医療機関2カ所、基幹定点医療機関1カ所です。

2 1類～3類感染症の発生及び行政検査の状況

(1) 1類・2類感染症（結核を除く）の発生件数

発生数	0件（過去5年間の発生件数 0件）
-----	-------------------

(2) 3類感染症の発生状況（腸管出血性大腸菌感染症を除く）の推移

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
疾患名及び件数	腸チフス 1件 赤痢 1件	赤痢 4件	0件	0件	パラチフス 1件	腸チフス 1件

(3) 腸管出血性大腸菌感染症の推移

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
患者	4	7	12	3	8	8
健康保菌者	2	4	8	4	3	3

(4) 検疫所からの検疫通報及び調査件数

通報件数	調査件数
0	0

(5) 細菌培養検査実施件数（行政検査分）

計	赤痢	コレラ	腸チフス	パラチフス	腸管出血性大腸菌	麻しん	風しん	ノロウイルス
48	0	0	3	0	51	0	3	0

11403 感染症対策のための相談・検査の推進（担当課：健康増進課）

主な取組内容

1. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定されている感染症の発生を予防するとともに、患者が発生した場合、家族等の接触者に対して調査や検査を実施し、まん延を防止します。
2. エイズをはじめとする性感染症や特定感染症のまん延防止をはかるため、知識の普及、啓発をはかるとともに、検査、医療等の相談など総合的に事業を展開します。
3. 結核患者の早期発見・早期治療のため、結核定期健康診断を実施し、結核のまん延を防ぎます。また、結核患者の治療に対して公費負担を行います。

1 エイズ及び特定感染症対策

エイズに対する正しい知識の普及啓発をはかるとともに、相談及び抗体検査を実施します。また、希望者には、抗体検査時に特定感染症の検査も実施します。

(1) 相談、検査状況

	計	男	女
エイズ相談件数	213(100.0%)	138(64.8%)	75(35.2%)
エイズ検査件数	176(100.0%)	110(62.5%)	66(37.5%)

(2) 相談・検査件数の推移

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
相談数	169	197	157	181	213
検査数	169	182	128	134	176

(3) 特定感染症（梅毒、肝炎）検査件数

	計	男	女
梅毒	170	102	68
B型肝炎	171	103	68
C型肝炎	169	103	66

(4) HIV・性感染症予防研修会の開催

開催日・場所	内容	参加者
平成 25 年 6 月 19 日(水) 三重県鈴鹿庁舎	今年度の活動計画について 学校現場等との情報交換	養護教諭・保健師等 9名
平成 25 年 8 月 28 日(水) 白子クリニック	研修会「最近の産婦人科事情について」 講師 白子クリニック 二井栄院長	養護教諭・保健師等 21名
平成 25 年 10 月 30 日(水) 三重県鈴鹿庁舎	講義「母子保健事業について」 講師 鈴鹿市 望月寿子氏 講義「予防接種について」 講師 鈴鹿市 伊藤京子氏	養護教諭・保健師等 10名
平成 25 年 12 月 18 日(水) 三重県鈴鹿庁舎	伝達講習及び情報共有 神戸高校・保護者・鈴鹿保健所・三重県子育て支援課	養護教諭・保健師等 11名
平成 26 年 2 月 19 日(水) 三重県鈴鹿庁舎	研修会「子ども達に伝えたい 性教育の実践」 講師 きわ助産所 山中希和氏	養護教諭・保健師等 24名
※HIV・性感染症予防ワーキング(ハートライフの会)と共催		

2 結核対策

平成 19 年 4 月、結核予防法は感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）に統合され、結核は 2 類感染症に位置づけられました。結核患者に対する適正な医療を普及し、確実な治療への支援を行い、地域の実情に応じた結核対策を行うため、関係機関との協働を推進しました。また、結核患者の人権に配慮しつつ、感染拡大の防止、患者の早期発見を目的に、患者・家族・接触者健診を実施し、患者管理の徹底に努めています。

(1) 結核統計

ア 新登録患者数

() は、感染性肺結核の再掲

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
計	29(15)	35(14)	30(11)	27(5)	31(12)
鈴鹿市	23(12)	24(11)	20(8)	23(4)	26(9)
亀山市	6(3)	11(3)	10(3)	4(1)	5(3)

イ 新登録患者数（活動性分類・年齢別）

病型別 年齢区分	計	肺結核活動性			肺外結核	(別掲) 潜在性結 核感染症
		喀痰塗沫陽性	その他 結核菌陽性	菌陰性・ その他	活動性	
計	31	12	3	4	4	8
0~4	0	0	0	0	0	0
5~9	0	0	0	0	0	0
10~14	0	0	0	0	0	0
15~19	1	0	0	1	0	0
20~29	0	0	0	0	0	0
30~39	3	0	0	0	0	3
40~49	4	0	1	1	0	2
50~59	3	1	0	1	0	1
60~69	5	1	2	0	0	2
70~79	4	2	0	0	2	0
80~	11	8	0	1	2	0

ウ 登録患者及び登録除外者の状況

平成 24 年末現在 登録数	年内登録			年内登録除外	平成 25 年末現在 登録数
	新規	転入	計		
74	31	1	32	22	84

(2) 健康診断の実施状況

結核患者家族及び接触者健診、管理検診を実施し、結核患者の早期発見、感染拡大防止に努めています。定期的に月 2 回実施する他、必要に応じて随時実施しています。

区分	検診実人員	ツベルクリン反応	直接撮影	QFT 検査	要医療	要観察
患者家族検診	62	2	30	44	1	0
接触者検診(家族以外)	29	0	24	11	2	0
管理検診	23	0	28	0	0	0

(平成 25 年度)

(3) 結核医療事業

感染症法により、結核のまん延を防止するため必要があると認めるときは、患者を結核病床の有する病院へ入院することを勧告することができます。

これにより生じた治療に要する入院医療費は同法第 37 条で、また通院医療費は同法第 37 条の 2 により公費負担します。治療の内容に関しては、随時、感染症診査協議会で診査し、医療の適正化をはかります。

ア 感染症診査協議会

(平成 25 年)

開催状況	開催回数	診査件数(延べ)
感染症診査協議会(臨時)	年 12 回	12
感染症診査協議会(定例)	年 23 回	79

イ 結核医療費の状況

(7) 感染症法第 37 条の 2 の規定による結核医療費の被保険者等別公費負担の状況 (平成 25 年)

	計	被用者保険		国民健康保険			後期高齢者医療制度	生活保護法	その他	介護保険法
		本人	家族	一般	退職本人	退職家族				
申請	43	11	5	10	0	0	14	3	0	0
合格	43	11	5	10	0	0	14	3	0	0
承認	43	11	5	10	0	0	14	3	0	0

(4) 感染症法第 37 条の規定による結核医療費の被保険者等別公費負担の状況

	計	被用者保険		国民健康保険			後期高齢者医療制度	生活保護法	その他	介護保険法
		本人	家族	一般	退職本人	退職家族				
24 年末現在	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25 年中承認数	15	0	1	2	0	0	10	2	0	0
25 年中解除数	12	0	1	2	0	0	7	2	0	0
25 年末現在	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0

ウ 病状別受療状況

(平成 25 年 12 月 31 日現在)

区分	計	肺結核活動性				計	肺外結核活動性	不活動性結核	活動性不明
		喀痰塗抹陽性	その他結核菌陽性	菌陰性・その他					
計	65	9	3	2	14	4	47	0	
入院	3	3	0	0	3	0	0	0	
うち、法 37 条適用者	3	3	0	0	3	0	0	0	
在宅医療	9	5	1	1	7	2	0	0	
医療なし	53	1	2	1	4	2	47	0	
治療状況不明	0	0	0	0	0	0	0	0	

(4) 結核患者・家族指導

ア 指導状況

結核患者と家族、接触者に対する、療養や服薬、健診についての指導を行います。

	訪問指導		来所面接	電話相談
		訪問 DOTS		
延件数	121	82	147	136

(5) 結核対策特別推進事業

ア 目的

「患者の確実な治癒」を目指して、地域の関係者が連携し、患者の規則的な服薬が継続できるよう、地域での柔軟な患者支援を展開しています。

イ 事業内容

(1) 院内 DOTS と地域 DOTS の連携と協力

- ・ DOTS カンファレンスに参加

開催場所	参加回数	対象者数(延)
四日市社会保険病院	12回/年	29名
三重中央医療センター	4回/年	8名

(2) 地域 DOTS の実施

地域 DOTS 対象者	地域 DOTS 実施件数		
	タイプ A	タイプ B	タイプ C
実人数	0名	0名	31名

方法	訪問	来所	外来	薬局	施設	電話確認
実人数	17名	6名	1名	1名	5名	8名
延回数	82回	30回	4回	4回		14回

- ・ 地域 DOTS 対象者内訳、実施数（率）

地域 DOTS 対象者内訳	塗沫陽性	塗沫陽性以外	全て
平成 24 年登録者(治療中)	2名	3名	5名
平成 25 年登録者(治療中)	8名	18名	26名
地域 DOTS 対象者(計)	10名	21名	31名
DOTS 実施数/率	10名/100%	21名/100%	31名/100%

(3) 薬局 DOTS の推進

ア) 薬局 DOTS 実施状況

- ・ 対象者の生活状況に応じた DOTS 支援を目指して、平成 21 年度より薬局 DOTS を導入しています。今年度も、希望する対象者が薬局での DOTS を受けることができるよう、薬局との調整をはかりすすめています。

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
協力薬局数	1 薬局	1 薬局	1 薬局	3 薬局	1 薬局
薬局 DOTS 対象者数	1 名	2 名	5 名	3 名	1 名

(4) 施設等 DOTS の体制推進

ア) 施設等 DOTS の体制づくり

- ・ 対象者の生活状況に応じた DOTS 支援を目指して、薬局 DOTS に引き続き、今年度より施設 DOTS を導入しました。施設に入所している対象者に DOTS が実施できるよう施設に協力を求め、体制づくりに取り組んでいます。

・ ケース検討の実施

開催日	場所	検討内容
平成 25 年 10 月 4 日	特別養護老人ホーム 伊勢マリンホーム	施設 DOTS について
平成 25 年 11 月 8 日	小規模多機能ホーム わたのさと	施設 DOTS について
平成 26 年 1 月 24 日	居宅介護支援センター 鈴鹿シルバーケア豊壽園	デイサービスでの DOTS について
平成 26 年 3 月 11 日	Resora 訪問看護ステーション	訪問看護 DOTS について

イ) 施設 DOTS の実施状況

	H25 年度
協力施設数	5 施設
対象者数	5 名

* 1 施設は医療機関

(5) コホート検討会の実施

開催日・場所	参加者	内容
平成 26 年 3 月 25 日 10:30~12:00 四日市社会保険病院	病院 5 名 (医師、病棟 看護師、薬剤師、管理 栄養士、MSW)、北勢地 域保健所保健師 6 名	・ 治療成績のコホート分析とその検討 ・ 地域 DOTS 実施方法及び支援の評価、見直し ・ 地域の結核医療及び結核対策全般に関する課 題について検討
平成 26 年 3 月 26 日 14:00~14:30 三重県鈴鹿庁舎	三重県鈴鹿保健所感 染症診査協議会委員 6 名、鈴鹿保健所長他職 員 3 名	感染症診査協議会において、管内結核患者の治 療経過、成績等の報告

・ 平成 25 年新登録患者 (23 名、潜在性を除く) のコホート法による治療成績

治療成績	治癒	完了	死亡	失敗	脱落	転出	治療中	不明
成績別人数	8 名	3 名	5 名	0 名	1 名	1 名	5 名	0 名
成績率	34.8%	13.0%	21.7%	0%	4.4%	4.4%	21.7%	0%

※ 脱落 1 名は、治療期間不十分のため脱落となったが、副作用等のため医師の指示によるものである。

・ 平成 25 年新登録潜在性結核感染症患者 (8 名) のコホート法による治療成績

治療成績	治癒	完了	死亡	失敗	脱落	転出	治療中	不明
成績別人数	0 名	6 名	0 名	0 名	1 名	0 名	1 名	0 名
成績率	0%	75.0%	0%	0%	12.5%	0%	12.5%	0%

※ 脱落 1 名は、治療期間不十分のため脱落となったが、副作用出現に伴う医師の指示によるものである。

121 医師確保と医療体制の整備

12101 医療分野の人材確保（担当課：総務企画課、健康増進課、地域保健課）

主な取組内容

1. 保健師は、管内市、産業保健師等関係者と連携をとりながら、地域住民の心身の健康保持、増進、健康の回復、疾病予防を目的とし、家庭訪問、健康相談、集団検診、健康教育等を実施します。
2. 看護業務・医療業務・栄養業務等に従事しようとする学生に対して保健所実習指導を実施します。

1 保健師配置状況

（平成 25 年 5 月 1 日現在）

計	鈴鹿保健所	鈴鹿市	亀山市
48	8	26	14

2 看護学生等の実習指導

学校名	学生数	グループ数	実習日数
三重県立看護大学（保健師等）	4	1	8
三重大学医学部看護学科（保健師等）	6	1	11
四日市看護医療大学（保健師等）	6	1	8
鈴鹿医療科学大学（管理栄養士）	6	1	5
畿央大学（管理栄養士）	1	1	5

12102 救急・へき地等の医療の確保（担当課：総務企画課）

主な取組内容

1. 地域住民の救急医療を確保するため、市と協働して初期、二次救急医療機関体制の整備を行います。
2. 病院（二次医療）と診療所（初期医療）との機能分化を推進するため、地域住民に対して啓発を行います。
3. 救急告示医療機関との連携をはかります。

1 地域救急医療対策事業

鈴鹿亀山地域内の救急医療体制の充実強化及び救急業務の高度化を推進するため、関係機関等が救急医療体制等について協議し、地域の実情に即応した体制整備の推進をはかるとともにメディカルコントロール体制の実質的な調整を行い、傷病者の搬送途上の救命効果の一層の向上をはかります。

（1）平成 25 年度鈴鹿亀山地域救急医療対策協議会の開催

鈴鹿亀山地域の救急医療体制の充実・強化をはかるため、関係機関等が救急医療体制等について協議し、地域の実情に即応した体制の整備とその積極的な推進をはかることを目的として開催します。

構成員：鈴鹿市医師会、亀山医師会、三重県歯科医師会鈴鹿亀山支部、鈴鹿亀山薬剤師会、鈴鹿中央総合病院、鈴鹿回生病院、亀山市立医療センター、鈴鹿市、亀山市、鈴鹿市消防本部、亀山市消防本部、鈴鹿警察署、亀山警察署、鈴鹿地域防災総合事務所、鈴鹿保健所

開催日・場所	内容
第1回 平成26年3月17日(月) 鈴鹿庁舎 衛生教育室	(1) 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度の活動報告について ・平成25年度鈴鹿亀山地域メディカルコントロール協議会の活動報告について ・平成25年度鈴鹿亀山地域感染症等健康危機管理ネットワーク会議の活動報告について ・平成25年度鈴鹿亀山地域災害医療対策部会の活動報告について (2) 情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・救急医療情報センターについて

2 救急告示病院

救急告示病院は、地域における救急業務の対象となる傷病者の発生状況等を勘案して認定しています。

(1) 鈴鹿地域救急告示病院

(平成25年3月31日現在)

名称	住所	電話番号
三重県厚生連 鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53	059-382-1311
鈴鹿回生病院	鈴鹿市国府町字保子里 112-1	059-375-1212
医療法人誠仁会 塩川病院	鈴鹿市平田 1-3-7	059-378-1417
高木病院	鈴鹿市高岡町 550	059-382-1385
亀山市立医療センター	亀山市亀田町 466-1	0595-83-0990
川口整形外科	亀山市野村 4-4-19	0595-82-8721

12103 医療の質の向上 (担当課：総務企画課)

主な取組内容

1. 地域医療提供体制の整備を推進するため、日常の健康管理や適切な初期診療などを身近なところで提供する「かかりつけ医」の推進をはかります。
2. 医療法及び関係法令に基づき医療機関に対して立入検査等を行います。

1 医務

医療機関の適切な役割分担を促進します。

(1) 施設数

(平成26年3月31日現在)

	病院	一般診療所	歯科診療所	助産所	施術所	歯科技工所
計	11	191	105	5	105	32
鈴鹿市	8	153	86	3	92	27
亀山市	3	38	19	2	13	5

(休止施設は内数)

(2) 病床数 (病院、診療所)

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

	病 院						一般診療所病床 (療養病床含む)
	計	精神 病床	感染症 病床	結核 病床	一般 病床	療養 病床	
管内	2,277	553	0	0	1,332	392	188
鈴鹿市	2,022	553	0	0	1,232	237	157
亀山市	255	0	0	0	100	155	31

(3) 医療関係者数

	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師	歯科衛生士	歯科技工士
計	411	140	395	117	42	1,631	574	189	69
鈴鹿市	368	119	349	102	40	1,477	491	168	56
亀山市	43	21	46	15	2	154	83	21	13

医師、歯科医師、薬剤師については、従事先の届出数（平成 24 年 12 月 31 日）、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科技工士、歯科衛生士については就業届出数（平成 24 年 12 月 31 日）

2 医療監視状況 (桑名保健所兼務職員により実施)

医療法等関係法令に基づき、鈴鹿保健所管内の病院及び診療所に立ち入り、法令等に規定された人員の配置や構造設備に関する検査を行い、適正且つ良質な医療を確保するための指導助言を行いました。

		対象施設数	立入検査実施数	実施率
病院		11	11	100.0%
診療所	医科	(6) 184	(0) 37	0.0% 20.1%
	歯科	105	22	21.0%

※ 診療所の立入検査については、5 年で一巡するよう 20%以上の実施率を目標にしています。
平成 22 年度から診療所医科の中に助産所を含みました。
全施設数は、平成 25 年 4 月 1 日現在。() 数は助産所再掲。

123 こころと身体 の健康対策の推進

12301 健康づくり活動の推進 (担当課：健康増進課)

主な取組内容

1. 市、企業、学校、NPO ならびに医師会など関係団体に対し、健康づくり活動の連携体制を確立するための働きかけを積極的に行います。
2. 社会情勢に応じた地域保健活動を推進するため、地域や関係団体等の健康づくり担当者に対して研修会などを開催します。
3. 給食施設を運営する事業者や「健康づくり応援の店」と協働して、健康に配慮した食の提供を行えるよう、食環境の充実をはかります。
4. バランスのとれた望ましい食生活を営む力を身につけ、自分の健康に意識を持った県民をつくるため、人材育成や栄養指導を行います。

1 健康づくり総合推進事業

三重の健康づくり基本計画「ヘルシーピープルみえ・21」に基づき、健康づくりに関する普及啓発を行うとともに各関係機関と連携し、地域住民が健康づくりに取り組むための環境整備を行います。

(1) 健康づくり推進に関する連絡調整

地域保健と産業保健の関係者で、健康づくりの推進について情報共有及び推進方法を検討します。

開催日・場所	内容
平成 25 年 7 月 19 日 (金) ・ 鈴鹿市保健センター ・ 鈴鹿亀山地域産業保健センター	25 年度健康づくり事業について

(2) 研修会の開催

産業保健・学校保健・地域保健の関係者による健康づくりの取組を推進し、管内の健康指標のレベルアップを図ります。

開催日・場所	内容	出席者
平成 25 年 12 月 11 日 (水) 鈴鹿市勤労者福祉会館	講演「職場のメンタルヘルス」	60

(3) 啓発活動の実施

啓発活動の取り組みとして、地域で開催される各種イベントへの参加、出前健康講座、リーダー養成研修会等を開催し、健康づくりについて広く PR に努めます。

ア 各種イベントにおける啓発

実施日	イベント名・主催・参加者数	内容
平成 25 年 4 月 21 日 (日)	ふれあい家族スタンプラリー 連合三重鈴鹿 約 1,000 名	食生活、禁煙、歯科等の健康づくりに関する啓発 参加者数 計 約 3,452 名
平成 25 年 5 月 31 日 (金)	世界禁煙デー 鈴鹿保健所 250 名	
平成 25 年 6 月	禁煙週間 鈴鹿保健所 1,600 名	
平成 25 年 9 月 8 日 (日)	救急・健康フェア 鈴鹿市 202 名	
平成 25 年 10 月 20 日 (日)	あいあいまつり 亀山市 100 名	
平成 25 年 11 月	8020 運動推進月間 鈴鹿保健所 300 名	

2 健康食育推進事業

県民が健康的な食生活が実践できるように、栄養バランスに対する理解や「食事バランスガイド」を活用した取組を具体的に啓発し、県民のライフステージに応じた食環境づくりを推進します。

(1) 野菜フル 350 推進事業

県民に不足している野菜摂取について、1日の野菜摂取量の目標量を 350g（食事バランスガイドで副菜5つ）とし、野菜摂取の増加を推進します。

また、健康的な朝食習慣の定着及び野菜摂取不足の解消を図るため、朝食においては食事バランスガイドで副菜1つを摂取することを推進します。

ア セミナーの開催

開催日・場所	内容	出席者
平成 25 年 4 月 24 日（水） 鈴鹿庁舎 46 会議室	野菜フル 350 の推進	53
平成 25 年 10 月 2 日（水） 鈴鹿市保健センター	栄養教室	30
平成 25 年 10 月 3 日（木） 事業所集会室	生活習慣病と野菜摂取	180

イ 啓発

開催日・場所	内容	啓発数
平成 25 年 6 月 健康づくり応援の店	野菜フル 350 の推進	750
平成 25 年 10 月 7 日（月） 鈴鹿地域職業訓練センター	コープみえ「食品・くらしの活動交流会」 鈴鹿医療科学大学と協働による野菜フル 350 の推進	176

3 栄養施行事務事業

(1) 給食施設指導事業

健康増進法、健康増進法施行規則に基づき、給食施設の把握、給食施設における栄養管理・食育の充実に向けた指導助言を行うとともに、給食関係者の資質向上をはかるため研修会を開催します。

ア 巡回指導等指導延施設数

施設区分		施設数
特定給食施設数 (1回100食以上又は 1日250食以上)	① 知事指定施設	8
	② ①以外の特定給食施設	14
③ その他の給食施設数		25
計		47

イ 給食施設従事者研修会の開催

開催日・場所	内容	参加者数
平成 26 年 3 月 7 日 (金) 鈴鹿庁舎 46 会議室	1. 講演「日本摂食・嚥下リハビリテーション学会嚥下調整食分類 2013」の紹介 2. グループワーク「食べて・飲んで・感じてみよう！」part 2 ーミキサー食の困りごとを解決ー 3. 料理デモ	40

(2) 人材育成・支援事業

地域で活動する食に関係する団体、食育関係者等に対して研修や情報発信等を通して、地域リーダーの育成と活動の活性化に向けた支援を行います。

ア 地域活動栄養士研修会の開催

開催日	内容	参加者数
平成 25 年 4 月 22 日 (月)	講演：「健康的な食生活の進め方」 ～平成 23 年度県民健康・栄養調査結果から～	6

イ 地域活動栄養士会への活動支援

開催回数	延人員	会員数
11	70	8

ウ 地区組織活動支援

開催日・対象者	内容	参加者数
平成 25 年 4 月 24 日 (水) 食生活改善推進員	講演「健康的な食生活の進め方」 ～平成 23 年度県民健康・栄養調査結果から～	53
平成 26 年 3 月 13 日 (木) 食生活改善推進員	講演「食品表示および栄養表示について」	55

(3) 栄養表示等相談・指導

健康増進法第 26 条に基づく特別用途食品表示、栄養表示基準並びに同法第 32 条の 2 に基づく誇大表示の禁止に関する相談や指導・助言を行います。

相談・指導件数	3
---------	---

(4) 栄養指導事業

健康増進法第 18 条に基づき栄養相談・指導を行います。

	個別指導延人員			集団指導延人員	
	栄養指導	(再掲) 病態別	(再掲) 訪問による	栄養指導	(再掲) 病態別
妊産婦	0	0	0	0	0
乳幼児	0	0	0	0	0
20才未満	0	0	0	0	0
20才以上	3	3	0	40	40

4 国民健康・栄養調査

健康増進法に基づき、国が指定する地区住民の身体状況及び栄養摂取状況、生活習慣等の調査を実施します。

実施期間	対象地区	実施世帯	実施人員
平成 25 年 11 月	鈴鹿市内 1 地区	15	40

12302 こころの健康づくりの推進（担当課：健康増進課）

主な取組内容

1. 県民がこころの健康づくりの重要性を認識し、自ら実践することができるようにするため、こころの健康に関する啓発を行います。
2. 身近なところでこころの健康づくりを支援できるよう、職域、学校、地域機関等と協働して、支援体制を整備します。

1 自殺対策事業

啓発及び住民に身近な健康づくりを担う各市・市民団体の後方支援と人材育成を行います。

(1) 啓発活動の実施

実施日	①イベント名 ②主催 ③内容	参加者または配布数
平成 25 年 9 月 7 日 (土)	① 神戸高校文化祭 ② 神戸高校 ③ アルコール体質判定・こころの健康づくり啓発	120
平成 25 年 9 月 8 日 (日)	① 鈴鹿市救急フェスタ・健康まつり ② 鈴鹿市 ③ アルコール体質判定・こころの健康づくり啓発	202
平成 25 年 9 月 12 日 (木)	① 自殺予防週間啓発 ② 鈴鹿保健所 ③ イオン白子店・一号館において啓発用ティッシュ配布・ホームページでの周知	450
平成 25 年 9 月	① 自殺予防週間啓発 ② 鈴鹿保健所 ③ 各会議・研修会・市民団体等で啓発用ティッシュ配布	876

平成 25 年 10 月 20 日 (日)	①亀山市あいあい祭り ②亀山市 ③アルコール体質判定・こころの健康づくり啓発	100
平成 26 年 3 月	①自殺対策強化月間啓発 ②鈴鹿保健所 ③ハローワーク・パチンコ店で啓発用ティッシュ配布 各会議・研修会・市民団体等で啓発用ティッシュ 配布・ホームページでの周知	1000 356

(2) 人材育成

開催日	内容	参加者数
平成 25 年 11 月 7 日 (木)	セミナー「自殺予防のための保育士を対象とした健康教育」 講師：CAP スペシャリスト 対象：鈴鹿市内私立保育園 保育士・職員等	21
平成 25 年 8 月 29 日 (木)	鈴鹿市教職員研修「子どもたちの生きる力を育む～ソーシャルスキルトレーニングの視点から～」 講師：Office 夢風舎 舎長 土屋 徹氏 対象：管内小中学校教職員等	25
平成 25 年 9 月 25 日 (水)	支援者研修会「精神疾患を併せ持った高齢者への関わり方について」 講師：三重県立こころの医療センター 認知症看護認定 看護師 田中 徹氏 対象：保健・医療・福祉・市民団体等	66
平成 26 年 2 月 6 日 (木)	支援者研修会「精神に障がいのある親を持つ子どもへの理解と支援」 講師：三重大学医学部看護学科 助教 土田 幸子氏 対象：保健・医療・福祉・教育・市民団体等	41
平成 25 年 12 月 11 日 (水)	地域職域研修「職場のメンタルヘルス～健康に働き続けるために～」 講師：三重県立こころの医療センター 精神科認定看護 師 林 朋代氏 対象：鈴鹿市内労働組合加入者・健康管理者等	60

(3) 地域うつ・自殺対策ネットワーク会議

開催日	内容	参加人数
平成 25 年 7 月 24 日 (水)	体験報告「自死遺族の想いとガーベラ会の活動について」 活動紹介 講師：自死遺族サポートガーベラ会代表 松下 恵美氏 参加者：保健・医療・福祉・教育・労働・司法・市民団体等	40

平成 26 年 2 月 6 日(木)	平成 25 年度実績報告及び平成 26 年度計画について 参加者：保健・医療・福祉・市民団体等	20
--------------------	--	----

(4) メンタルパートナー養成

実施主体	対象	回数	養成人員
鈴鹿保健所	住民・学生・行政	12	443
鈴鹿市	住民・行政	4	352
計		16	795

(5) 関係機関・団体との協働および支援

関係機関・団体名	内容
鈴鹿市	講演会・啓発活動の協働実施
亀山市	啓発活動の協働実施
いのちと心を守る鈴鹿市民の会	定例会・研修会・講演会・居場所等への支援
ママホットルーム鈴鹿	ホットカフェ参加

12303 生活習慣病・難病等対策の推進（担当課：衛生指導課、地域保健課、健康増進課） 主な取組内容

1. 休日ドナー登録をはじめとする骨髄バンク普及啓発およびドナー登録の推進をはかり、新規ドナー登録者を確保します。
2. 県民に臓器移植に対する理解と協力を求めるため、啓発事業を行います。
3. 難病患者およびその家族のQOL（生活の質）の向上をはかります。
4. B型・C型肝炎のウイルス除去を目的とするインターフェロン治療にかかる医療費の助成をします。

1 骨髄バンク事業

白血病や再生不良性貧血など血液難病の患者にとって生への希望である骨髄バンクが円滑に実施されるよう、骨髄移植に関する正しい知識の普及啓発を行い、骨髄提供希望者登録（ドナー登録者）の推進をはかります。

(1) 骨髄提供登録受付業務

鈴鹿保健所において毎月第2水曜日に登録受付を実施します。

登録者数	20
------	----

(2) 休日臨時ドナー登録受付の実施

骨髄バンクを支援するボランティア団体「勇気の会四日市支部」と協働で臨時登録窓口を開設します。

開設日	場所	登録者数
平成 25 年 11 月 11 日（日）	鈴鹿医療科学大学の大学祭	19

2 臓器移植啓発事業

臓器提供に関する正しい知識の普及啓発を行い、臓器提供意思表示カードの推進をはかります。

(1) 臓器提供の普及啓発

骨髄バンクのイベントにあわせて、リーフレットの配布等で普及啓発を行います。

(2) 臓器提供意思表示カードの配布

鈴鹿保健所の窓口において、臓器提供意思表示カードを配布します。



3 難病対策事業

難病患者およびの医療費助成や福祉サービスを支援します。

(1) 特定疾患治療研究事業

特定疾患として指定された 56 疾患について、治療法の確立に向けた研究を行うとともに、その患者の医療保険の自己負担分を治療研究事業として公費負担することにより軽減します。

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

	疾患名	受給者数
1	ベーチェット病	24
2	多発性硬化症	45
3	重症筋無力症	39
4	全身性エリテマトーデス	97
5	スモン	2
6	再生不良性貧血	26
7	サルコイドーシス	47
8	筋萎縮性側索硬化症	18
9	強皮症、皮膚筋炎又は多発性筋炎	105
10	特発性血小板減少性紫斑病	74
11	結節性動脈周囲炎	10
12	潰瘍性大腸炎	304
13	大動脈炎症候群	15
14	ピュルガー病	7
15	天疱瘡	13
16	脊髄小脳変性症	58
17	クローン病	67
18	難治性の肝炎のうち劇症肝炎	1
19	悪性関節リウマチ	7
20	パーキンソン病	298
21	アミロイドーシス	5
22	後縦靭帯骨化症 (黄色靭帯骨化症含む)	88
23	ハンチントン舞踏病	4
24	モヤモヤ病 (ウィリス動脈輪閉塞症)	29
25	ウェゲナー肉芽腫症	2
26	特発性拡張型 (うっ血型) 心筋症	128
27	多系統萎縮症	21
28	表皮水疱症 (接合部型及び栄養障害型)	0

29	膿疱性乾癬	3
30	広範脊柱管狭窄症	6
31	原発性胆汁性肝硬変	38
32	重症急性膵炎	3
33	特発性大腿骨頭壊死症	15
34	混合性結合組織病	18
35	原発性免疫不全症候群	1
36	特発性間質性肺炎	7
37	網膜色素変性症	38
38	クロイツフェルト・ヤコブ病	1
39	原発性肺高血圧症	5
40	神経線維腫症	6
41	亜急性硬化性全脳炎	1
42	バッド・キアリ(Budd-Chiari)症候群	0
43	特発性慢性肺血栓栓塞症(肺高血圧型)	3
44	ライソゾーム病(ファブリー病含)	1
45	副腎白質ジストロフィー	1
46	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	0
47	脊髄性筋萎縮症	1
48	球脊髄性筋萎縮症	2
49	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	11
50	肥大型心筋症	2
51	拘束型心筋症	0
52	ミトコンドリア病	1
53	リンパ脈管筋腫症(LAM)	1
54	重症多形滲出性紅斑(急性期)	0
55	黄色靭帯骨化症	13
56	間脳下垂体機能障害	22
計		1,734

* 46~56は、平成21年10月1日から特定疾患治療研究事業に追加された

(2) 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

先天性血液凝固因子障害等患者のおかれている特別な立場にかんがみ、その患者の医療保険の自己負担分を治療研究事業として公費負担することにより軽減します。

(平成26年3月31日現在)

疾患名	受給者証交付件数
第I因子(フィブリノゲン)欠乏症	2
第II因子(プロトロンビン)欠乏症	0
第V因子(不安定因子)欠乏症	2
第VII因子(安定因子)欠乏症	0
第VIII因子欠乏症(血友病A)	2
第IX因子欠乏症(血友病B)	3
第X因子(スチュアートプラウア因子)欠乏症	0
第XIII因子(フィブリン安定化因子)欠乏症	0
Von Willebrand(フォン・ヴィルブランド)病	2
第XI因子(PTA)欠乏症	0
第XII因子(ヘイグマン因子)欠乏症	0
計	11

(3) 肝炎治療特別推進事業

B型・C型肝炎ウイルス性肝炎の根治を目的として行うインターフェロン治療並びにB型ウイルス性肝炎に対して行われる核酸アナログ製剤治療にかかる医療費（保険適応分）の自己負担分の一部を公費で助成します。

ア 肝炎種別申請人数（新規）

（平成 25 年度）

B型慢性肝炎	C型慢性肝炎	代償性肝硬変（再掲）	非代償性肝硬変（再掲）	計
20	23	(2)	(1)	43(3)

イ 肝炎インターフェロン治療受給者の状況（新規・2回目利用・延長・3剤併用）

(7) 男女別人数

（平成 25 年度）

男性	女性	計
21	12	33

(1) 年齢別人数

（平成 25 年度）

20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	80 歳代	計
1	6	9	3	11	3	0	33

ウ 肝炎核酸アナログ治療受給者の状況（新規）

(7) 男女別人数

（平成 25 年度）

男性	女性	計
14	5	19

(1) 年齢別人数

（平成 25 年度）

20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	80 歳代	計
0	3	6	2	6	1	1	19

エ 肝炎核酸アナログ治療受給者の状況（更新）

(7) 男女別人数

（平成 25 年度）

男性	女性	計
57	35	92

(1) 年齢別人数

（平成 25 年度）

20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	80 歳代	計
2	8	23	25	26	7	1	92

4 難病在宅ケア事業

保健、医療及び福祉の各関係機関が相互に連携し、特定疾患患者に適切なサービスを提供できるように支援体制の整備をはかります。

(1) 鈴鹿地域難病地域ケア会議の開催

難病患者に対して、在宅療養生活の支援システムを構築し、関係諸機関と連携を深めるとともに、地域住民に対して疾患の理解と早期発見・早期治療のための普及啓発を行い、地域に根ざしたネットワークづくり目的として、鈴鹿地域難病地域ケア会議を設置しています。

開催日・場所	議 題	出 席 者
H26.2.20 (木) 15:00~17:00 鈴鹿庁舎 4階 46 会議室	1. 管内における特定疾患医療受給者の状況 2. 難病対策事業実施状況の報告 3. 三重県における難病対策について報告 4. 難病医療連絡協議会活動報告 5. 三重県難病相談支援センター活動報告 6. 難病対策における制度改正について 「制度改正の現状と今後について」 7. 「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」について	医師会・歯科医師会 薬剤師会 管内の協力病院等 4ヶ所 管内訪問看護ステーション 7ヶ所 管内居宅介護事業所 鈴鹿亀山地区広域連合 鈴鹿地域包括支援センター 亀山地域包括支援センター 鈴鹿市障害福祉課 亀山市高齢障がい支援室 三重県難病相談支援センター 三重県難病医療連絡協議会 健康福祉部健康づくり課 鈴鹿保健所 24 機関 延 34 名

(2) 医療相談事業

医療・療養生活・リハビリ・栄養等について、気軽に相談できる場を提供しています。

開催日時	対象者・相談者の内訳	相談従事者	相談内容
H25.6.18 (火) 13:30~16:30	神経・筋疾患 パーキンソン病 7名 (延8名) 脊髄小脳変性症 1名 (延2名) 多系統萎縮症 1名 (延2名)	神経内科医 3名 理学療法士 2名 管理栄養士 1名 保健師 2名	医療相談 9件 リハビリ相談 6件 栄養相談 4件

(3) 患者・家族交流会への支援

パーキンソン病、脊髄小脳変性症等の患者及び家族等が相互の親睦を図り、情報交換、自力回復に向けて努力することを目的として開催している「ほほえみ&まりも会」が、円滑に運営できるよう支援しています。

(4) 相談及び家庭訪問数

難病患者やその家族が抱える日常生活及び療養上の問題についての相談や必要に応じて家庭訪問を行います。

	延べ数 (件)
面接による相談件数	1,734 件
電話による相談件数	随時
家庭訪問件数	10 件

(5) 訪問指導

鈴鹿保健所管内のスモン患者に対する「スモンに関する調査研究班」の訪問検診の実施の協力 2件

(6) 人材育成

パーキンソン病、脊髄小脳変性症、ALS等の神経難病患者やその家族の多様かつ個別のニーズに応え、在宅支援を支えていくためには、専門職の支援が必要です。

このことから、在宅療養に関わる保健、医療及び福祉関係職員等を対象に、資質の向上を目的として研修を行います。

実施日・場所	内容	参加人数
H26.3.10(月) 13:30~16:15 独立行政法人 国立病院機構 鈴鹿病院	講義・実技 神経・筋難病患者の姿勢の特徴とケア方法 ・各疾患の移乗介助のポイント ・姿勢介助のポイント(仰臥位)(車いす) 講師 理学療法士 堤 恵志郎 氏 ディスカッション参加者(質疑応答を含む) 鈴鹿病院 小長谷院長 奥田総看護師長 地域医療連携係長 研修出席者 19名	合計 22名 (内訳) 介護支援専門員 12名 看護師 7名 保健師 3名

134 薬物乱用防止等と医薬品の安全確保

13401 薬物乱用防止対策の推進（担当課：衛生指導課）

主な取組内容

1. 不正けし等について民間団体等と協働して発見、除去に取り組みます。
2. 薬物乱用の未然防止をはかるため、街頭における啓発活動等を実施します。
3. 医療機関や麻薬小売業者等への立入検査を実施し、麻薬及び向精神薬の適正使用と適正な管理を指導します。

1 不正けし等の発見、除去

不正栽培の防止及び自生している不正大麻・けしを撲滅するために自生けし等の除去を行います。

(1) 県民参加で実現する“けしのクリーンアップ”運動

関係機関及び薬物乱用防止指導員、市、自治会等の民間団体の協力を得て、不正大麻・けしについて広く県民に正しい知識の普及と自生けし等の除去を行います。

運動期間	除去活動協力団体	活動回数・除去本数
平成 25 年 4 月 1 日～ 6 月 30 日	鈴鹿市保護司会 亀山保護司会 鈴鹿亀山薬剤師会 ロータリークラブ ライオンズクラブ 他	活動回数 20 回 除去本数 20,734 本

2 薬物乱用防止対策

覚せい剤、麻薬、大麻、シンナーなどの薬物乱用は本人の心身に害を及ぼすことはもちろんのこと、凶悪犯罪を誘発するなど社会的、経済的にも計り知れない害悪を及ぼします。特に、最近の厳しい薬物情勢に対処するため薬物乱用防止のため啓発活動に取り組みます。

(1) 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動街頭キャンペーンの実施

国連の薬物乱用問題への取り組みのひとつである「国連薬物乱用根絶宣言」の支援事業の一環として本運動を行い、青少年を主体に広く県民に薬物の恐ろしさ、乱用防止の大切さを強く訴え、乱用撲滅への県民の合意を形成するとともに意識の高揚をはかります。

（キャンペーン期間：毎年6月20日から7月19日まで）

ア 街頭キャンペーンの実施

鈴亀地区薬物乱用防止指導者協議会の協力を得て街頭キャンペーンを実施します。

実施日	実施場所	実施内容
平成 25 年 7 月 1 日(月)	JR 亀山駅、井田川駅、関駅、亀山エコー等	若年層に啓発資材の配布
平成 25 年 7 月 7 日(日)	イオンモール鈴鹿、アピタ鈴鹿店、鈴鹿ハンター	若年層に啓発資材の配布

(2) 麻薬・覚せい剤乱用防止運動の実施

麻薬・覚せい剤等の乱用による危害を広く県民に周知させ、県民一人ひとりの認識を高めることにより、麻薬・覚せい剤等の根絶をはかります。

（運動期間：毎年10月1日から11月30日まで）

ア ポスター等による啓発活動の実施

「麻薬・覚せい剤乱用防止運動」ポスターの掲示

実施期間・場所	実施内容
平成 25 年 10 月 1 日～11 月 30 日 鈴鹿市役所、鈴鹿市役所地区市民センター、鈴鹿市立公民館、 イオンモール鈴鹿、鈴鹿ハンター、イオン白子店 等	「麻薬・覚せい剤乱用防止運動」 ポスターの掲示

三重県が募集した作品の掲示

実施期間・場所	実施内容
平成 25 年 10 月 16 日～10 月 22 日 イオンモール鈴鹿	「薬物乱用防止」入賞ポスターの 展示
平成 25 年 12 月 25 日～平成 26 年 1 月 9 日 鈴鹿ハンター	「薬物乱用防止」応募ポスターの 展示（鈴鹿地区）
平成 26 年 1 月 31 日～2 月 3 日 亀山エコー	「薬物乱用防止」応募ポスターの 展示（亀山地区）

3 麻薬等関係施設等

（平成 26 年 3 月 31 日現在）

施設等		計	鈴鹿市	亀山市	調査監視件数
麻薬製造業者		1	1	0	4
麻薬輸入業者		1	1	0	4
麻薬小売業者		75	61	14	41
麻薬診療施設	病院	11	8	3	26
	診療所	55	44	11	2
	家畜診療所	16	13	3	0
麻薬研究者		3	3	0	5
覚せい剤製造業者		1	1	0	3
覚せい剤研究者		1	1	0	3
覚せい剤原料研究者		0	0	0	0
覚せい剤原料取扱者		2	2	0	2
計		166	135	31	90

13402 医薬品等の安全な製造・供給の確保（担当課：衛生指導課）

主な取組内容

1. 薬局や医薬品販売施設等の監視指導の充実や自主管理体制の促進をはかります。
2. 毒物劇物製造施設等の監視指導を実施し、毒物劇物の安全な取扱いを推進するとともに事故の発生防止に努めます。
3. 「愛の血液助け合い運動」をはじめとするキャンペーンに取り組み、献血思想の普及啓発等による献血の推進をはかり県内で必要な血液を確保します。

1 薬事

薬事法、毒物及び劇物取締法等に基づき、医薬品等の製造、流通、消費に至るまで保健衛生上の見地から監視指導を実施します。

(1) 薬事関係施設数

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

施設名		計	鈴鹿市	亀山市	調査監視件数	
薬局		92	75	17	55	
薬局医薬品製造業		5	5	0	1	
薬局医薬品製造販売業		5	5	0	1	
医薬品	店舗販売業	33	28	5	11	
	卸売販売業	11	9	2	4	
	薬種商販売業	1	1	0	0	
	特例販売業	2	0	2	1	
医療機器	販売業	高度管理医療機器等	63	51	12	12
		管理医療機器	485	393	92	69
	賃貸業	高度管理医療機器等	17	14	3	0
		管理医療機器	21	21	0	0
毒物劇物	製造業		6	2	4	6
	販売業	一般	55	45	10	18
		農薬用品目	34	24	10	5
		特定品目	4	4	0	1
	要届出業務上取扱者		4	3	1	2
計		838	680	158	186	

2 献血推進

医療に必要な血液製剤をすべて自国の献血で確保する体制を早期に確立するため、献血思想の普及、献血組織の充実に努め、特に輸血による安全性向上の面から、400ml 献血の推進をはかります。

また、少子高齢化の進行により献血可能人口の減少が懸念されることから管内高校等を訪問し、将来の献血を担う若者層へ普及啓発に取り組みます。

(1) 「愛の血液助け合い運動」街頭ページの実施

実施日・場所	実施内容	申込者数	献血者数
平成 25 年 7 月 7 日 (日) 亀山エコー	・街頭献血及び啓発資材の配布 ・セレモニー	66	52
平成 25 年 7 月 14 日 (日) イオンモール鈴鹿	・街頭献血及び啓発資材の配布 ・セレモニー (ミニコンサート等)	151	127

(2) 献血キャンペーンの開催

開催日・場所	申込者数	献血者数
平成 25 年 12 月 23 日 (月) イオンモール鈴鹿	56	47
平成 26 年 1 月 12 日 (日) イオンモール鈴鹿	77	70
平成 26 年 2 月 16 日 (日) イオンモール鈴鹿	60	55
平成 26 年 3 月 2 日 (日) イオンモール鈴鹿	68	58

(3) 移動採血車による献血者数

	400ml 献血
鈴鹿市	5,572
亀山市	919
計	6,491

(4) 管内高等学校等の訪問数

訪問数	15
-----	----

13403 生活衛生営業の衛生水準の確保 (担当課：衛生指導課)

主な取組内容

1. 生活衛生関係事業者に対し衛生指導を行い、衛生水準意識の向上と自主管理体制の整備に努めます。
2. 理容・美容所等の立入調査や旅館の監視指導を行います。

1 生活衛生

理容所、美容所、クリーニング所、旅館、公衆浴場、興行場等日常生活に密着した営業施設に対して衛生水準の維持向上をはかるため、施設の監視指導を行います。

(1) 生活衛生関係営業施設・調査監視数 (平成26年3月31日現在)

施設名	施設数	調査監視件数
理容所	246	30
美容所	415	42
クリーニング所	工場	43
	取次所	264
旅館	106	22
公衆浴場	30	11
興行場	6	1
計	1,110	112

13404 人と動物との共生環境づくり (担当課：衛生指導課)

主な取組内容

1. 狂犬病予防のために野犬の捕獲を行います。
2. 動物愛護についての普及啓発のために動物愛護ポスター展等を実施します。
3. 動物に対する正しい理解のもとに生命を尊重する精神を育むことや犬による危害を防止するため、小学生、幼稚園児、保育園児を対象に「犬との接し方教室」を実施します。
4. 保健福祉事務所で引取った子犬を適正飼養ができる飼い主へ譲渡し、生存の機会を設けるため、「動物飼う前教室」を開催します。
5. 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物取扱業登録手続きを実施します。

1 狂犬病予防

狂犬病予防法並びに動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、野犬の捕獲、犬の放し飼い防止の指導、飼いなくなった犬や猫の引き取りを行います。

(1) 畜犬捕獲等業務、咬傷犬届及び猫収容数

犬捕獲等業務				咬傷犬 (届出数)	猫収容頭数
犬捕獲頭数	犬引取頭数	犬返還頭数	犬処分頭数		
86	29	80	35	9	271

(2) 特定動物の飼養状況

哺乳類・鳥類・爬虫類の中で、人の生命・身体・財産に侵害を与えるおそれのある動物は、動物の愛護及び管理に関する法律により許可が必要となります。

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

飼育場所	種類	数	目的
鈴鹿市	ニホンザル	2 匹	展示
鈴鹿市	ボアコンストリクター (ヘビ)	1 匹	愛がん
鈴鹿市	ヨウスコウワニ	1 匹	愛がん
亀山市	ニホンザル	1 匹	その他
亀山市	ニホンザル	4 匹	愛がん

(3) 犬・猫の飼育に関する苦情受付件数

計	放し飼い	迷惑・モラル等 (ふん・鳴き声等)	野犬捕獲依頼	失踪紹介に 関すること	譲渡に関 すること	飼育動物の 引取り依頼	その他
1,378	15	116	64	302	57	59	765

2 動物愛護

毎年、9 月 20 日から 26 日に定められている動物愛護週間の行事の一環として各小学校、中学校の児童、生徒を対象に動物愛護の絵・ポスターを募集し、入賞作品を展示します。

(1) 動物愛護の絵・ポスター応募枚数

	計	鈴鹿市	亀山市
小学校	2,653	2,561	92
中学校	135	135	0

(2) 動物愛護の絵・ポスター入賞作品展

展示期間	会場
平成 25 年 10 月 11 日(金)～10 月 14 日(月)	鈴鹿ハンター

3 動物取扱業の登録状況

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物の販売等を営む事業所は登録が必要となります。

(1) 登録状況

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

業種	販売	保管	貸出	訓練	展示
登録数	61	33	3	6	4

141 介護基盤整備などの高齢者保健福祉の充実

14101 介護保険事業の円滑な運営とサービスの質の向上（担当課：総務企画課）

主な取組内容

1. 介護保険事業の安定的な運営を支援するとともに、質の高いサービスが提供されるよう介護従事者の人材育成、資質向上を図ります。

1 介護保険制度

介護保険制度とは、

- ア) 老後に安心して介護サービスが受けられるように、高齢者を社会全体で支える仕組みをつくる
- イ) 介護サービスを医療、保健、福祉の立場で総合的に提供する
- ウ) 介護を医療保険から切り離し、社会保障構造改革の第一歩とする制度のことです。

(1) 介護保険実施主体

鈴鹿亀山地区広域連合（平成11年6月1日設立）

(2) 指定居宅・施設介護支援事業所数

（平成26年4月1日現在）

	事業所数	定員(床数)
指定居宅介護支援事業所	76	—
指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	13	720
介護老人保健施設（老人保健施設）	5	600
介護療養型医療施設（療養型病床群）	3	160

142 障がい者の自立と共生

14201 障がい者福祉サービスの基盤整備の推進（担当課：総務企画課）

主な取組内容

1. 障がいのある人が地域で自立して暮らすことのできるよう、日中活動の場やグループホーム等のサービス基盤の整備を促進します。
2. 障害福祉サービス事業者が生活全般にわたる障がい福祉サービス等を適切に提供できるよう支援をします。

1. 指定障害福祉サービス事業所等設置数

（障害者総合支援法に基づくもの・サービス種類設置数）（平成26年3月31日現在）

サービスの種類	設置数計	鈴鹿市	亀山市
居宅介護	33	30	3
重度訪問介護	20	19	1
同行援護	11	10	1
行動援護	2	2	0
療養介護	2	2	0
生活介護	13	10	3
宿泊型自立訓練	1	1	0
自立訓練(生活訓練)	1	1	0
就労移行支援	2	2	0
就労継続支援A	7	6	1
就労継続支援B	19	17	2
共同生活援助	7	6	1
施設入所支援	4	4	0
一般相談支援	4	3	1
特定相談支援	9	8	1
障害児相談支援	7	6	1

2. 障害児通所支援事業所及び入所支援事業所等設置数

（児童福祉法に基づくもの・サービス種類設置数）（平成26年3月31日現在）

サービスの種類	設置数計	鈴鹿市	亀山市
児童発達支援	3	3	0
放課後等デイサービス	6	5	1
保育所等訪問支援	1	1	0
医療型障害児入所施設	1	1	0

14204 精神障がい者の保健医療の確保（主担当：地域保健課）

主な取組内容

1. 精神障がい者の地域移行等にかかる相談を訪問、所内面接、電話等により支援します。
2. 精神障がい者の地域における生活の支援及び社会参加の促進をはかります。
3. 精神障がい者の実態把握に努め、精神保健福祉の普及・啓発をはかるとともに、障がい者の自立、社会参加を目的に自立支援医療費（精神通院）の支給や精神障害者保健福祉手帳の交付を行います。

1 精神障がい者保健福祉相談指導事業

種々の精神保健福祉に関する悩みを持って来所した人や電話相談に対して、医師・保健師等が相談に応じます。また、本人、家族及び主治医等から依頼があった場合、必要に応じて家庭訪問等による相談を行います。

精神保健福祉相談及び訪問指導

	計	電話相談	面接	家庭訪問
相談延べ件数	476	357	47(15)	72

* ()は、こころの健康相談：奇数月原則第1木曜日 13:30～15:30

2 精神障がい者地域生活支援事業

精神障がい者やひきこもり者を支える関係機関の職員及びその家族が、精神疾患についての知識や理解を深めると共に、お互いの交流をはかり、日頃の悩みを話し合いながら支え合う体制づくりを構築するとともに家族会の活性化及び機能強化をはかります。

(1) 家族支援

ア 精神障がい者家族会支援

開催回数	内容	参加者数
奇数月：第2木曜日 (鈴鹿保健所)、 偶数月：第3水曜日 (ジェイエイみえ会) 年12回 (保健所参加は11回)	1. 家族の交流と勉強会、研修会への参加 2. 当事者による就労体験発表 3. 就労継続支援B型事業所見学(2カ所) 4. DVD鑑賞 5. リラクゼーション体験(タッピングタッチ)	管内外の家族 延べ105人 (保健所不参加分は含まず)

イ ひきこもり家族交流会の開催

開催回数	内容	対象・参加者数
毎月第1水曜日 年12回	1. 家族の交流 2. 研修会 平成25年6月5日(水) ひきこもる子供をどう支えるか ～親の会としてできること～ 講師：NPO法人 なでしこの会 大脇正徳氏 3. 当事者による体験発表 4. 就労継続支援B型事業所見学(2カ所) 5. リラクゼーション体験(アロマハンドケア)	管内外の家族 延べ146人

(2) 鈴鹿地域精神保健福祉連絡会の開催

地域移行支援(地域づくり)を通して、鈴鹿地域の精神保健福祉の連携を深めます。

構成員：管内精神科医療機関、就労継続支援事業所、障害者総合支援センターあい、ジェイエイみえ会、三重障害者職業センター、家族会、精神保健福祉ボランティア、管内市、管内市社会福祉協議会、鈴鹿公共職業安定所、管内警察署、地域包括支援センター、司法書士会、市民団体

開催日・場所	内 容	出席者数
平成 25 年 5 月 16 日 (木) 県鈴鹿庁舎	<p>第 1 回委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度実績報告および平成 25 年度計画について ・精神障害者地域移行・地域定着支援について (三重県障がい福祉課) ・各機関からの情報提供 (鈴鹿市・亀山市、鈴鹿厚生病院、障害者総合相談支援センターあい) 	28 人
平成 25 年 7 月 24 日 (水) 県鈴鹿庁舎	<p>第 1 回担当者部会 (鈴鹿地域うつ・自殺対策ネットワーク会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体験報告「自死遺族の想いとガーベラ会の活動について」 ・活動紹介「自殺予防の取組を知って、みんなでつながろう」 (いのちと心を守る鈴鹿市民の会、三重県司法書士会、傾聴同好会 鈴鹿、ハーティー友手、ママホットルーム鈴鹿、CAP みえ、障害者総合相談支援センターあい) ・意見交換 	40 人
平成 25 年 9 月 25 日 (水) 県鈴鹿庁舎	<p>第 2 回担当者部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会 精神疾患を併せ持った高齢者への関わり方について ～統合失調症・うつ病・認知症の疾患理解から～ 講師 三重県立こころの医療センター 田中徹 氏 ・情報提供 三重県精神障がい者アウトリーチ推進モデル事業について 鈴鹿厚生病院 地域支援室 倉田隆明 氏 	66 人
平成 25 年 11 月 27 日 (水) 管内各所	<p>第 3 回担当者部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会資源見学 管内就労継続支援 B 型事業所 (3 カ所) 	23 人
平成 26 年 2 月 6 日 (木) 県鈴鹿庁舎	<p>第 2 回委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 部 委員会 平成 25 年度実績報告および平成 26 年度計画について 精神保健及び精神障害者福祉法に関する法律の改正について 精神障がい者アウトリーチ事業の今後の方向性について 各機関からの情報提供 ・第 2 部 研修会 精神に障がいのある親を持つ子どもへの理解と支援 講師 三重大学医学部看護学科 助教 土田幸子 氏 	19 人 41 人

(3) 市及び関係機関に対する支援

精神障がい者を地域で支える体制づくりをより具体的にすすめるために市及び関係団体に情報提供や技術的協力などを支援します。

ア 精神障がい者アウトリーチ推進モデル事業 対象者選定会議

参加回数	内容	参加者
11回	委託事業所に紹介のあったケースについて、事業の対象者としての可否を判断	管内精神保健医療福祉関係機関の担当者

定例情報交換会

参加回数	内容	参加者
12回	情報交換、ケースの共有	委託事業所、保健所

イ ケース（事例）会議

参加回数	内容	参加者
7回	処遇困難ケースについてケース及び家族にかかわる支援体制等の検討	鈴鹿市、亀山市、鈴鹿厚生病院、小学校、児童相談所、民生委員、保育所 他

ウ 自立支援協議会 精神保健ワーキングへの参加

参加回数	内容	参加者
4回	個別支援事例を通して地域課題を抽出し、地域自立支援協議会へ課題を提言する。鈴鹿・亀山地域精神保健福祉ネットワークマップの改訂	管内精神保健医療福祉関係機関及び団体の担当者

エ 精神障がい者地域移行・地域定着ワーキングへの参加

参加回数	内容	参加者
6回	ピア活動を取り入れた、長期入院患者の地域移行の推進	管内精神保健医療福祉関係機関の担当者、ピア

オ 鈴鹿亀山地域依存症ネットワーク会議への参加

参加回数	内容	参加者
1回	依存症への理解、事例検討及び意見交換	依存症に関する関係機関

3 通院患者リハビリテーション事業

通院治療中の精神障がい者が、集中力、対人能力、仕事に対する持久力、環境適応能力等の涵養をはかるため、一定期間事業所で社会適応訓練を受けることにより、再発防止と社会的自立を促進します。

(1) 管内の登録事業所 8事業所

事業所名	住所	利用者数
(有) ベルクリーン	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53	2
(株)丸加運輸	鈴鹿市須賀町 735-2	0
(株)マルマツナーセリー	鈴鹿市下大久保町 1259-3	0
(株)ALIVE	鈴鹿市江島本町 27-22	0
(株)エビス・カンパニー	鈴鹿市算所 2-6-17	0
(株)大地の耕作人	鈴鹿市道伯町 2512	0
グリーンクラフト (内田農園)	亀山市能褒野町 43-3	1
イシイナーセリー	鈴鹿市住吉 4-14-34	0

4 精神保健医療対策

精神保健福祉法に基づく申請、通報、届出のあった精神障がい者が、その障がいのために自身を傷つけ又は他害のおそれのあるときは、精神保健指定医に受診させ、その結果に基づいて医療及び保護を行います。

(1) 精神保健措置事業

ア 精神保健福祉法に基づく申請、通報の受理・措置状況

区分	件数	うち診察件数	うち入院措置件数
法第 23 条申請 (診察及び保護の申請)	0	0	0
法第 24 条通報 (警察官の通報)	16	15	9
法第 26 条の 2 届出 (精神科病院管理者の届出)	0	0	0
計	16	15	9

イ 措置入院患者数

	計	男	女
新規措置患者数	9	8	1
措置解除患者数	6	5	1
措置継続患者数	4	4	0

(2) 精神障がい者通院医療費負担事業 (自立支援医療)

精神障がい者の適正な医療の普及と社会復帰の促進を目的として、通院治療に要する医療費の一部を負担します。(有効期間：1年間)

ア 受給者証の交付者数

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

	計	鈴鹿市	亀山市
交付者数	3,403	2,886	517

(3) 精神障害者保健福祉手帳交付事業

手帳の交付を受けた者に対し、各方面の協力により各種の支援策を講じられることを促進し、精神障がい者の自立と社会参加の促進をはかります。(有効期間：2年間)

ア 精神障害者保健福祉手帳所持状況 (平成26年3月31日現在)

交付者数		計	鈴鹿市	亀山市
障害等級	1級	106	89	17
	2級	745	623	122
	3級	293	241	52
計		1,144	953	191

143 支え合いの福祉社会づくり

14304 ユニバーサルデザインのネットワークづくりの推進 (担当課：総務企画課)

主な取組内容

1. 「三重おもいやり駐車場利用証制度」を推進します。

1 三重おもいやり駐車場利用証制度

平成26年3月31日現在

鈴鹿保健所利用証交付数：3,347枚

施設数：鈴鹿市 266施設 442区画

亀山市 33施設 63区画

14306 戦傷病者等の支援 (担当課：健康増進課)

主な取組内容

1. 原子爆弾被爆者の健康管理や各種手当の支給等を実施します。

1 原子爆弾被爆者対策事業

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により、被爆者健康手帳所持者の健康管理のため、毎年2回の定期健康診断及び希望者に対してがん検診を実施します。また、同法に基づく各種手当を対象者に支給します。

(1) 被爆者健康手帳所持者 (平成26年3月31日現在)

	計	鈴鹿市	亀山市
所持者数	47	42	5

(2) 被爆者健康診断受診状況

ア 定期健康診断受診者数

	検診期間	受診者数
第1回	平成25年 5月20日～7月19日	30
第2回	平成25年11月 5日～12月27日	26

イ 希望者健康診断者数

希望者数	0
------	---

ウ がん検診受診者数

	胃がん	肺がん	乳がん	子宮がん	多発性骨髄腫	大腸がん
受診者数	1	1	1	1	1	1

(3) 各種手当受給状況 (平成 26 年 3 月 31 日現在)

手当名等	支給対象者数
医療特別手当	1
健康管理手当	33
保健手当 (一般)	3
保健手当 (増額)	0
介護手当	0
家族介護手当	2
葬祭料	6

* 葬祭料については、平成 25 年度支払い件数

第2節 「創る」～人と地域の夢や希望を実感できるために～

232 子育て支援策の推進

23202 母子保健対策の推進（主担当：地域保健課）

主な取組内容

1. 妊娠から出産、乳幼児期における子育て環境を整え、育児支援をします。
2. 関係機関と協働し、身体や家庭環境及び社会環境に関して不利な条件を持つ児の養育支援等を行うことで、虐待予防に視点をおいた育児支援をします。
3. 小児慢性特定疾患の治療を必要とする児童に対して治療費の一部給付等を行うことで、適切な医療が受けられるように支援します。
4. 特定不妊治療に関する費用の一部助成を行い、経済的負担を軽減します。

1 健やか親子支援事業

各市と共に、妊娠出産期から思春期までのライフステージに応じて、親と子が健やかに暮らせる支援づくりをめざします。

(1) 地域における子育て支援

少子化社会の進む中で、子育てに不安を抱える保護者が増加しています。このような保護者への支援は虐待の発生予防にもつながることから、周産期から市・関係機関と協働で支援し、子育てに対しての不安軽減をはかります。

ア 個別支援

主治医からの療育指導連絡票で依頼のあった児及び市等関係機関から依頼のあった親子を対象に家庭訪問等で支援します。

内容	延べ件数
家庭訪問	9
面接	298
電話相談	28

イ 関係機関との連絡調整

個別保健指導の一貫として、ケース（事例）を取り巻く関係機関とのネットワークづくりを目的に連絡会議に参加します。

会議	参加機関
鈴鹿市ハイリスク妊婦抽出ケースカンファレンス 10回	鈴鹿市健康づくり課、子育て支援室、鈴鹿保健所
退院時等のケース会議 5回	主治医・NICU看護師・地域連携室、市保健師、 両親、鈴鹿保健所

ウ 市における母子保健体制整備

育児不安の解消と子どもの安らかな発育の促進をはかるため関係機関と支援体制について検討会議を開催します。

開催回数	参加機関
鈴鹿市要保護児童・DV 対策地域協議会 代表者会議 2回 実務者会議 3回	市医師会、児童相談所、女性相談所、鈴鹿警察署、津地方法務局、民生児童委員協議会、教育関係機関、消防本部、児童養護施設、市関係各課、鈴鹿保健所
亀山市乳児健診委員会 4回	亀山医師会（小児科医会）、亀山市、鈴鹿保健所
鈴鹿市母子保健勉強会・検討会 1回	鈴鹿市の産婦人科医・小児科医、助産師、市健康づくり課保健師、鈴鹿保健所
県・市町母子保健事業意見交換会 1回	鈴鹿市健康づくり課、亀山市健康推進室、県子育て支援課、鈴鹿保健所

2 医療給付の状況

子どもを持つ親やこれから親になろうとする人の経済的な負担の軽減をはかります。

(1) 育成医療

障害者総合支援法に基づき、放置すれば日常生活上の支障が予想され、手術により確実な効果が期待できる 18 歳未満の児童に対して医療の給付を行います。

平成 25 年度から市へ移譲されたため、4 月に申請のあった 2 件について、鈴鹿市に申請書類一式を送付しました。

(2) 養育医療

母子保健法に基づき、出生体重が 2,000g 以下、あるいは生活力が特に希薄で医師が養育の必要を認めた 1 歳未満の乳児に対して医療の給付を行います。

平成 25 年度から市へ移譲されたため、4 月に申請のあった 2 件について、鈴鹿市に申請書類一式を送付しました。

(3) 小児慢性特定疾患治療研究事業

小児の慢性疾患のうち特定の疾患は、極めて治療が困難で、長期にわたる治療を必要とするため、医療費の負担も高額となります。当該疾患の治療方法に関する研究等に資する医療給付を行い、経済的負担を軽減します。

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

疾病区分	計	鈴鹿市	亀山市
悪性新生物	54	46	8
慢性腎疾患	17	16	1
慢性呼吸器疾患	8	6	2
慢性心疾患	40	28	12
内分泌疾患	101	79	22
膠原病	12	11	1
糖尿病	14	12	2
先天性代謝異常	8	7	1
血友病等血液疾患	9	8	1
神経・筋疾患	18	13	5
慢性消化器疾患	6	3	3
計	287	229	58

(4) 特定不妊治療費助成事業

特定不妊治療を受けられた夫婦に対し、その費用の一部を助成することにより、経済的な負担の軽減をはかります。

	23年度	24年度	25年度
鈴鹿市	312件(302組)	315件(309組)	342件(329組)
亀山市	70件(68組)	76件(72組)	95件(91組)
計	382件(370組)	391件(381組)	437件(420組)

3 母体保護事業

母体の生命健康を保護することを目的とする母体保護法に基づき届出が必要となります。

(1) 不妊手術届出数 (法第3条及び法第25条に基づく届出)

		計	20歳未満	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳以上	不詳
法第3条第1項	第1号該当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第2号該当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 人工妊娠中絶 (法第14条及び法第25条に基づく届出)

(年齢別・在胎週別届出数)

	計	15歳未満	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳以上	不詳
計	395	3	4	8	10	15	15	91	79	75	64	28	3	0	0
満7週以前	232	1	2	4	5	7	9	56	41	41	47	16	3	0	0
8週～11週	151	2	2	3	5	7	5	33	35	32	16	11	0	0	0
12週～15週	3	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0
16週～19週	7	0	0	0	0	0	1	1	2	1	1	1	0	0	0
20週～21週	2	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
不詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

Ⅲ 職員力・組織力の向上に向けて

1 鈴鹿保健福祉事務所組織力向上委員会の開催

所の経営の質を高めるため、組織の問題点（気づき）をアセスメントし、それらの改善を目的として開催しています。

構成員：保健衛生室長、企画福祉課（2名）、地域保健課（1名）、健康増進課（1名）、衛生指導課（1名） 計6名

回数	開催日	内容
第1回	平成25年4月26日（金）	1. 平成24年度活動内容について 2. 平成25年度の取り組みについて
第2回	平成25年5月17日（金）	1. 平成25年度環境目的・目標及び実施計画について 2. 事務所対応マニュアルについて
第3回	平成25年6月21日（金）	1. 事務所対応マニュアルの検討について 2. 15分勉強会について 3. 「所内決め事」の検討について
第4回	平成25年7月19日（金）	1. 事務所対応マニュアルの最終確認について 2. 文書管理規定の遵守について 3. 「所内決め事」の検討について 4. 所内の危機事例テーブル訓練の実施について
第5回	平成25年8月16日（金） 19日（月）	1. 危機管理意識研修（テーブル訓練）
第6回	平成25年9月20日（金）	1. 公用携帯電話の増設について 2. 「所内決め事」の検討について
第7回	平成25年10月18日（金）	1. 「鈴鹿保健所 震災マニュアル」の改正について
第8回	平成25年11月15日（金）	1. 「鈴鹿保健所 震災マニュアル」の改正について
第9回	平成25年12月20日（金）	1. 「鈴鹿保健所 震災マニュアル」の改正について
第10回	平成26年1月17日（金）	1. 「鈴鹿保健所 震災マニュアル」の改正について 2. 「危機管理マニュアル訓練」について
第11回	平成26年2月21日（金）	1. 危機管理マニュアル訓練（テーブル訓練）
第12回	平成26年3月20日（木）	1. 平成25年度職場環境目標の達成状況及び検証について 2. 平成25年度組織力向上委員会の総括

(参考)「みえ県民カビジョン」の政策体系一覧(16の政策と56の施策)

(※)の施策について鈴鹿保健所で実績があります。

第1節「守る」～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～

(政策) 1 危機管理

- (施策) 111 防災・減災対策の推進(※)
- 112 治山・治水・海岸保全の推進
- 113 食の安全・安心の確保(※)
- 114 感染症の予防と体制の整備(※)

(政策) 2 命を守る

- (施策) 121 医師確保と医療体制の整備(※)
- 122 がん対策の推進
- 123 こころと身体の健康対策の推進(※)

(政策) 3 暮らしを守る

- (施策) 131 犯罪に強いまちづくり
- 132 交通安全のまちづくり
- 133 消費生活の安全の確保
- 134 薬物乱用防止等と医薬品の安全確保(※)

(政策) 4 共生の福祉社会

- (施策) 141 介護基盤整備などの高齢者福祉の充実(※)
- 142 障がい者の自立と共生(※)
- 143 支え合いの福祉社会づくり(※)

(政策) 5 環境を守る持続可能な社会

- (施策) 151 地球温暖化対策の推進
- 152 廃棄物総合対策の推進
- 153 自然環境の保全と活用
- 154 大気・水環境の保全

第2節「創る」～人と地球の夢や希望を実感できるために～

(政策) 1 人権の尊重と多様性を認め合う社会

- (施策) 211 人権が尊重される社会づくり
- 212 男女共同参画の社会づくり
- 213 多文化共生社会づくり
- 214 NPOの参画による「協創」の社会づくり

(政策) 2 教育の充実

- (施策) 221 学力の向上
- 222 地域に開かれた学校づくり
- 223 特別支援教育の充実
- 224 学校における防災教育・防災対策の推進

(政策) 3 子どもの育ちと子育て

- (施策) 231 子どもの育ちを支える家庭・地域づくり
- 232 子育て支援策の推進(※)
- 233 児童虐待の防止と社会的養護の推進

(政策) 4 スポーツの推進

- (施策) 241 学校スポーツと地域スポーツの推進
- 242 競技スポーツの推進

(政策) 5 地域との連携

- (施策) 251 南部地域の活性化
- 252 東紀州地域の活性化
- 253 「美し国おこし・三重」の新たな推進
- 254 農山漁村の振興
- 255 市町との連携による地域活性化

(政策) 6 文化と学び

- (施策) 261 文化の振興
- 262 生涯学習の振興

第3節「拓く」～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～

(政策) 1 農林水産業

- (施策) 311 農林水産業のイノベーションの促進
- 312 農業の振興
- 313 林業の振興と森林づくり
- 314 水産業の振興

(政策) 2 強じんて多様な産業

- (施策) 321 三重の強みを生かした事業環境の整備と企業誘致の推進
- 322 ものづくり三重の推進
- 323 地域の価値と魅力を生かした産業の振興
- 324 中小企業の技術力向上支援と科学技術の振興
- 325 新しいエネルギー社会の構築

(政策) 3 雇用の確保

- (施策) 331 雇用への支援と職業能力開発
- 332 働き続けることができる環境づくり

(政策) 4 世界に開かれた三重

- (施策) 341 三重県営業本部の展開
- 342 観光産業の振興
- 343 国際戦略の推進

(政策) 5 安心と活力を生み出す基盤

- (施策) 351 道路網・港湾整備の推進
- 352 公共交通網の整備
- 353 快適な住まいまちづくり
- 354 水資源の確保と土地の計画的な利用

沿革

昭和 12 年 (1937 年)	4 月	法律第 42 号をもって保健所法公布
昭和 19 年 (1944 年)	10 月	保健所法にもとづき三重県亀山保健所発足
昭和 21 年 (1946 年)	10 月	亀山保健所神戸出張所 (鈴鹿市役所内) 駐在
昭和 22 年 (1947 年)	5 月	県告示第 222 号亀山警察署から衛生関係事務移管
昭和 22 年 (1947 年)	9 月	改正保健所法 (法律第 101 号) 公布
昭和 23 年 (1948 年)	8 月	亀山保健所神戸出張所を三絹工業 (株) 内に設置
昭和 23 年 (1948 年)	11 月	課制施行 (庁釧第 550 号)
昭和 23 年 (1948 年)	12 月	亀山保健所神戸出張所鈴鹿市神戸西萱町 986 へ移転
昭和 24 年 (1949 年)	10 月	優生保護相談所併設 (県告示第 587 号)
昭和 25 年 (1950 年)	5 月	亀山保健所庁舎新設鈴鹿郡亀山町本町 341
昭和 26 年 (1951 年)	10 月	結核予防法第 36 条の規定による指定医療機関となる
昭和 35 年 (1960 年)	8 月	次長制実施 (県規則第 65 号)
昭和 43 年 (1968 年)	8 月	公衆衛生行政の管内事情により、保健所庁舎を鈴鹿市神戸西萱町 16 に移築 名称を三重県鈴鹿保健所に変更し、亀山市役所敷地内に亀山相談所を設置
昭和 51 年 (1976 年)	4 月	機構改革に伴い環境課を新設、衛生課を衛生指導課に改称
昭和 56 年 (1981 年)	9 月	住居表示の変更に伴い、住所を鈴鹿市神戸八丁目 9 番 22 号に変更
昭和 63 年 (1988 年)	10 月	三重県鈴鹿庁舎の整備に伴い、鈴鹿市西条五丁目 117 へ移転
平成 4 年 (1992 年)	3 月	亀山相談所を亀山市保健センター (亀山市亀田町) 内に移転
平成 5 年 (1993 年)	4 月	保健所の見直しに伴い、保健婦室を保健指導課に改称し、保健予防課の保健 係、予防係を統合して保健予防係とし、総務課検査係を廃止
平成 6 年 (1994 年)	6 月	地域保健法制定 (保健所機能の強化)
平成 9 年 (1997 年)	3 月	亀山相談所を廃止
平成 9 年 (1997 年)	4 月	機構改革により、保健予防課、保健指導課を廃止し、企画調整課、地域保健 課を新設
平成 10 年 (1998 年)	4 月	県民局組織の改正により、三重県北勢県民局鈴鹿保健福祉部を設置 (併置機 関三重県鈴鹿保健所) し、企画総務グループ、健康増進グループ、福祉保健 グループ、衛生指導グループを配置
平成 14 年 (2001 年)	4 月	県民局組織改正により、三重県北勢県民局鈴鹿保健福祉部に福祉相談チーム 及び保健衛生チームを新設し、福祉相談チームに経営支援グループ、生活支 援グループ、子育て支援グループを、保健衛生チームに計画調整グループ、 健康増進グループ、衛生指導グループを配置
平成 15 年 (2003 年)	4 月	県民局組織改正により、保健衛生チームの計画調整グループを廃止し、福祉 相談チームの経営支援グループを経営企画グループに変更
平成 16 年 (2004 年)	4 月	県民局組織改正により、チームを廃止して室に変更
平成 17 年 (2005 年)	4 月	県民局組織改正により、三重県北勢県民局鈴鹿保健福祉部に企画福祉室及び 保健衛生室を設置し、企画福祉室に企画市町村支援グループ、福祉グルー プを、保健衛生室に健康増進グループ、地域保健グループ、衛生指導グルー プを配置
平成 18 年 (2006 年)	4 月	県組織改正により部・グループを廃止し、事務所・課制となる。 三重県鈴鹿保健福祉事務所 (併置機関三重県鈴鹿保健所) に保健衛生室を設 置し、企画福祉課、健康増進課、地域保健課、衛生指導課を配置

平成 25 年 (2013 年)	4 月	県組織改正により三重県鈴鹿保健福祉事務所（併置機関三重県鈴鹿保健所）を廃止し、三重県鈴鹿保健所設置、企画福祉課を総務企画課に変更
------------------	-----	--

付録

主な鈴鹿保健所関係法令の制定・改正の流れ

明治30年(1897年)	伝染病予防法制定
明治33年(1900年)	精神病者監護法、飲食物其ノ他ノ物品取締ニ関スル法律制定
明治40年(1907年)	らい予防法制定
大正8年(1919年)	精神病院法、結核予防法、トラホーム予防法制定
昭和12年(1937年)	(旧) 保健所法制定
昭和21年(1946年)	日本国憲法公布
昭和22年(1947年)	(新) 保健所法、食品衛生法、児童福祉法制定
昭和23年(1948年)	予防接種法、優生保護法、医療法、性病予防法制定
昭和24年(1949年)	身体障害者福祉法制定
昭和25年(1950年)	精神衛生法、狂犬病予防法、生活保護法制定
昭和26年(1951年)	結核予防法、社会福祉事業法制定
昭和27年(1952年)	栄養改善法制定
昭和28年(1953年)	(新) らい予防法制定
昭和35年(1960年)	薬剤師法、薬事法制定 精神薄弱者福祉法制定
昭和38年(1963年)	老人福祉法制定
昭和39年(1964年)	母子福祉法制定
昭和40年(1965年)	母子保健法制定、精神衛生法改正（通院医療費公費負担、精神衛生業務が保健所業務に追加）
昭和45年(1970年)	心身障害者対策法制定
昭和48年(1973年)	動物の保護及び管理に関する法律制定
昭和54年(1979年)	薬事法改正（新薬承認の厳格化、副作用報告、再評価等の法制化）
昭和56年(1981年)	母子福祉法改正（「母子及び寡婦福祉法」に改称）
昭和60年(1985年)	第1次医療法改正（都道府県医療計画制度の導入）
昭和62年(1987年)	精神衛生法改正（「精神保健法」に改称）
平成元年(1989年)	後天性免疫不全症候群の予防に関する法律施行
平成4年(1992年)	第2次医療法改正（医療提供の理念規定の整備等）
平成5年(1993年)	心身障害者対策法改正（「障害者基本法」に改称）
平成6年(1994年)	地域保健法制定（保健所機能の強化）、関係法律整備（保健所法、母子保健法、児童福祉法、栄養改善法、医療法、薬事法、伝染病予防法、食品衛生法等の改正）
平成7年(1995年)	精神保健法改正（精神障害者保健福祉手帳制度の創設、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改称）
平成8年(1996年)	らい予防法廃止 薬事法改正（治験、承認審査の充実強化）
平成9年(1997年)	地域保健法全面施行
平成9年(1997年)	介護保険法制定 第3次医療法改正（医療提供に当たって患者への説明と理解等）
平成10年(1998年)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）制定

平成11年(1999年)	感染症法施行（伝染病予防法、性病予防法、後天性免疫不全症候群の予防に関する法律廃止）
	精神薄弱者福祉法改正（「知的障害者福祉法」に改称）
	動物の保護及び管理に関する法律改正（「動物の愛護及び管理に関する法律」に改称）
平成12年(2000年)	社会福祉事業法改正（「社会福祉法」に改称）
	第4次医療法改正（病床区分の見直し等）
平成13年(2001年)	地域健康危機管理ガイドライン策定（厚生労働省）
平成14年(2002年)	健康増進法制定
	薬事法改正（製造販売制度の導入、医療機器のリスクに応じたクラス分類制度の導入）
平成15年(2003年)	食品安全基本法制定、食品衛生法改正（リスク分析手法の導入）
	感染症法改正（緊急時における感染症対策の強化、動物由来感染症の強化、感染症法の対象疾病及び疾病分類の見直し等）
平成16年(2004年)	発達障害者支援法制定
平成17年(2005年)	食育基本法制定
	動物の愛護及び管理に関する法律改正
	障害者自立支援法制定
平成18年(2006年)	老人保健法改正（「高齢者の医療の確保に関する法律」に全面改正）
	薬事法改正（医薬品販売制度の見直し）
	精神保健福祉法改正（「精神病院」を「精神科病院」に改める）
	結核予防法の廃止。感染症法（基本理念、責務規定の見直し、感染症の種類の見直し等）、予防接種法改正
平成19年(2007年)	第5次医療法改正（患者等への医療に関する情報提供の推進等）
平成20年(2008年)	感染症法改正（感染症の類型の新設、新型インフルエンザ等感染症に対する措置等）
平成23年(2011年)	母子保健法改正
平成24年(2012年)	新型インフルエンザ等対策特別措置法制定
平成25年(2013年)	障害者自立支援法を改正し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」とし施行
平成26年(2014年)	難病の患者に対する医療等に関する法律の制定
	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律の制定

編集担当：総務企画課

保健所年報

平成 26 年 12 月発行

三重県鈴鹿保健所

〒513-0809 鈴鹿市西条 5 丁目 117

電話 (059) 382-8671 (代表)

FAX (059) 382-7958